

第47期

定時株主総会 招集ご通知

開催情報

◆開催日時

平成26年8月22日(金曜日) 午前10時
(受付時間 午前9時30分)

◆開催場所

東京都港区浜松町二丁目4番1号
世界貿易センタービルディング 3階Room B

決議事項

- 第1号議案 取締役6名選任の件
- 第2号議案 補欠監査役2名選任の件
- 第3号議案 当社株式の大規模な買付提案及び買付行為への対応方針(買収防衛策)の一部変更及び継続の件

日本プロセス株式会社

証券コード：9651

目 次

第47期定時株主総会招集ご通知	1
(第47期定時株主総会招集ご通知 添付書類)	
事業報告	2
1. 企業集団の現況	2
2. 会社の状況	7
連結計算書類	18
連結貸借対照表	18
連結損益計算書	19
連結株主資本等変動計算書	20
連結注記表	21
個別計算書類	27
貸借対照表	27
損益計算書	28
株主資本等変動計算書	29
個別注記表	30
連結計算書類に係る会計監査人の監査報告	34
会計監査人の監査報告	35
監査役会の監査報告	36
株主総会参考書類	38
議案及び参考事項	38
第47期定時株主総会会場ご案内図	

株 主 各 位

東京都港区浜松町二丁目4番1号
日本プロセス株式会社
代表取締役社長 上 石 芳 昭

第47期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第47期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成26年8月21日（木曜日）営業時間終了の時（午後6時）までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成26年8月22日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区浜松町二丁目4番1号
世界貿易センタービルディング 3階Room B
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 会議の目的事項
報 告 事 項 1. 第47期（平成25年6月1日から平成26年5月31日まで）
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第47期（平成25年6月1日から平成26年5月31日まで）
計算書類報告の件
決 議 事 項
第1号議案 取締役6名選任の件
第2号議案 補欠監査役2名選任の件
第3号議案 当社株式の大規模な買付提案及び買付行為への対応方針（買収防衛策）の一部変更及び継続の件

以 上

- ~~~~~
- （注）1. 本株主総会にご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますよう、お願い申し上げます。
2. 本招集ご通知の事業報告、計算書類、連結計算書類及び株主総会参考書類の内容について、株主総会の前日までに修正すべき事情が生じた場合には、書面による郵送又は当社ホームページ（<http://www.jpd.co.jp/>）において、掲載することによりお知らせいたします。
3. 節電への協力のため、当日、当社の役員及び係員はクールビス（ネクタイ・上着なし）にて対応させていただきますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

事業報告

(平成25年6月1日から
平成26年5月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度（以下、当期）におけるわが国経済は、政府の各種政策や日本銀行の金融対策の効果により円安や株高基調が継続し、輸出や設備投資に持ち直しの動きが見られ大企業を中心に企業収益の改善が進むなど、緩やかな回復基調が続きました。

情報サービス産業におきましては、ソフトウェア投資は緩やかに増加しており、受注環境においても案件が増え回復しつつあります。一方、人材のリソース確保は困難になってきております。

こうした環境の中、当期において、当社は、得意としている社会インフラ分野の中から新たな注力分野、新規顧客を発掘することや、前期より継続してソフトウェアの要件定義、開発から運用・保守までをトータルにサービスすることで顧客に最大のメリットを提供すること、などに注力してまいりました。

当期は、交通システムでは新幹線や在来線の運行管理システムの開発サイクルが一巡したことなどにより、売上高は大きく減少しました。一方、組込システムでは車載情報システムが好調に推移したことや、産業・公共システムではスポーツ関連の大型システム開発が納品を完了したことなどで売上高が増加し、当社グループ全体としては、売上高は微増しました。また、全社的に稼働率が改善されたことで、利益は増加しました。

この結果、売上高は5,275百万円（前年同期比0.9%増）、営業利益は375百万円（前年同期比18.6%増）、経常利益は425百万円（前年同期比16.0%増）、当期純利益は241百万円（前年同期比15.7%増）となりました。

当社グループは、コーポレートガバナンスの基本方針に基づきCSR（企業の社会的責任）に積極的に取り組んでおり、社会貢献の一環として2つの財団（公益財団法人SBI子ども希望財団、特定非営利活動法人日本紛争予防センター）に合計2百万円の寄付をいたしました。今後も継続的に利益の一部を社会貢献に役立ててまいります。

セグメントごとの業績は次のとおりであります。
(制御システム)

制御システムでは、火力発電所向け監視・制御システムは、電力業界全体として開発量の減少傾向が継続しており、また海外システム案件の受注単価も下落しました。そのため、新たに海外プラントのリモート監視などのシステム開発を受託するとともに、オフショア開発による原価低減など改善に努めましたが、売上高、利益ともに前年を下回りました。

自動車の制御システムは、次世代自動車向け電動化システムの開発などが堅調に推移しました。また、当期に新たな顧客から受託したエンジン制御のソフトウェア開発案件も堅調に推移しました。しかし、一部車載情報システム関連は開発内容が従来の制御システムから組込システムに変わってきたため、自動車の制御システム開発全体としては、売上高が前年を下回ることとなりました。

この結果、売上高は876百万円（前年同期比17.8%減）、セグメント利益は177百万円（前年同期比24.7%減）となりました。

(交通システム)

交通システムでは、新幹線の運行管理システムは、延伸についてのシステム開発が横ばいで推移したものの全体としては開発サイクルが一巡し、さらに在来線の運行管理システムも開発案件が減少傾向にあるため、売上高、利益ともに前年を大幅に下回りました。

この結果、売上高は540百万円（前年同期比29.3%減）、セグメント利益は31百万円（前年同期比74.7%減）となりました。

(特定情報システム)

特定情報システムでは、当期より新たに受託した危機管理関連は、設計フェーズから製造フェーズに移行したことで体制が拡大し堅調に推移しました。また、同じく当期より受託した資源管理関連では、水資源案件は横ばいだったものの衛星画像案件が堅調に推移しました。特定情報システム全体としては、前期に危機管理分野の大型システム開発が終了したため、前年同期比では売上高、利益ともに減少しました。

この結果、売上高は545百万円（前年同期比25.3%減）、セグメント利益は138百万円（前年同期比24.3%減）となりました。

(組込システム)

組込システムでは、スマートフォン関連開発は減少したものの、前期より開始した車載情報システムの開発は従来からの案件が堅調に推移したことに加え、新たに受託した海外案件の体制が拡大するなど売上高、利益ともに前年より大幅に増加しました。

ストレージデバイスの組込システム開発は横ばいで推移し、当期より受託した半導体生産管理のシステム開発も横ばいで推移しました。また、注力分野の半導体、電子部品分野での新たな顧客との取引も開始しました。

この結果、売上高は1,150百万円（前年同期比37.7%増）、セグメント利益は296百万円（前年同期比63.1%増）となりました。

(産業・公共システム)

産業・公共システムでは、公共向けにおいては、非接触ICカードシステムの開発やETC向けシステム開発は横ばいだったものの、新たな官公庁向けシステム開発を受託したことや、次世代の駅務機器システム開発が好調に推移したことなどで、売上高は前年より大幅に増加しました。

また、産業向けは、スポーツ関連の大型システム開発で中国大連のグループ会社でのオフショア開発を進め、システムの納品を完了したことなどで、売上高、利益ともに前年より大幅に増加しました。

この結果、売上高は1,251百万円（前年同期比37.6%増）、セグメント利益は298百万円（前年同期比28.2%増）となりました。

(ITサービス)

ITサービスでは、検証業務は顧客の商品開発の減少やオフショア化により減少傾向にあります。このため、引合が多い構築業務にシフトを図っておりますが、技術教育を目的としたオーバーアサインや受注単価低減などで、構築・検証業務では売上高、利益ともに前年より減少しました。保守・運用業務は会計システムが好調に推移し、その他は概ね横ばいに推移したことに加え、単価の交渉やアイドルが減少したことなどにより、売上高、利益ともに前年より増加しました。

この結果、ITサービス全体としては、売上高は911百万円（前年同期比1.5%減）、セグメント利益は165百万円（前年同期比9.0%増）となりました。

- ② 設備投資等の状況
当社グループの当連結会計年度の設備投資額は17百万円ですが、その主なものはソフトウェア開発のための事務用機器4百万円、事業所改装工事6百万円であります。
- ③ 資金調達の状況
特記すべき事項はありません。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況
特記すべき事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
特記すべき事項はありません。
- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
特記すべき事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
特記すべき事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 44 期 (平成23年5月期)	第 45 期 (平成24年5月期)	第 46 期 (平成25年5月期)	第 47 期 (当連結会計年度) (平成26年5月期)
売 上 高 (千円)	4,883,258	4,647,310	5,230,948	5,275,714
経 常 利 益 (千円)	337,773	297,529	366,766	425,618
当 期 純 利 益 (千円)	194,366	151,655	208,437	241,223
1株当たり当期純利益 (円)	35.05	27.35	37.59	43.50
総 資 産 額 (千円)	8,820,320	8,624,292	9,139,908	9,161,643
純 資 産 額 (千円)	8,102,649	8,085,847	8,133,872	8,214,195
1株当たり純資産額 (円)	1,461.23	1,458.20	1,466.86	1,481.36

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数により算出しております。なお、期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数を用いて算出してしております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
	千円	%	
国際プロセス(株)	10,000	100.0	制御システムの開発
アイ・ピー・エス(株)	12,000	100.0	運用/保守サービス

(注) 当連結会計年度における子会社は、上記2社であります。

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く経済状況の激変から、業界別の受注環境は大きく変化しております。そのため、当社の各セグメント間の受注量の格差が拡がり、受注価格低減の要求もあいまって、早急な対応をとることが求められています。

これらの直面する課題に対処するだけでなく、景気回復期に一段の飛躍をするための備えをすることも重要な課題であり、以下の取り組みを行ってまいります。

- ① 営業力の強化と引き合い案件の増加
取引量の多い既存の顧客からの安定受注に加え、それに次ぐ顧客からの受注拡大のネックとなっているリソースを確保するために人材の流動化を更に進めます。また、新規顧客を開拓するために、当社グループの主力技術分野での提案力を強化し、営業体制の強化を図ります。これにより主要取引先の占有リスク回避にもつなげてまいります。
- ② 請負化・大規模化の推進
プロジェクト管理支援部によるプロジェクトマネージャ育成プログラムを実施し、プロジェクト管理力を強化することにより請負業務のリスクを軽減し、大規模システムの請負能力を強化します。品質技術部により開発プロセスを標準化し、安定した品質と生産性の向上を図ります。また、必要な技術を持つ技術者を流動的にプロジェクトに結集させるために事業部間の連携を強化してまいります。
- ③ コスト競争力の強化
プロジェクト管理の強化により品質と開発効率を向上させると同時に、中国現地法人を活用し原価低減を進めます。また、基幹情報システムにより管理業務を効率化させることで販売費及び一般管理費を削減し、コスト競争力を強化してまいります。
- ④ 優秀な人材の確保、育成
当社グループの競争力の源泉である人材育成に関しては、これまで同様、社外の人材育成の専門家の協力を得て、最優先事項として取り組んでまいります。また、採用活動においても、海外を含めた広い視野で実施し、優秀な人材の確保に努めてまいります。
- ⑤ グローバル化の推進
今後も増加することが予想されます海外案件につきましては、顧客がグローバル市場で競争優位を保てるよう技術者の育成を図り、顧客とともに積極的にグローバル化を推進してまいります。

(5) 主要な事業内容 (平成26年5月31日現在)

事業種類	セグメント	主な事業内容
システム開発	制御システム	エネルギープラント、自動車
	交通システム	交通・運輸
	特定情報システム	防災、危機管理、宇宙・航空
	組込システム	携帯電話・スマートフォン、車載情報機器、 情報家電、デジタル複合機、ストレージデバイス
	産業・公共システム	公共システム、ビジネス基盤システム、業務システム
情報サービス	ITサービス	検証サービス、構築サービス、保守・運用サービス

(6) 主要な事業所等 (平成26年5月31日現在)

名称	所在地
日本プロセス(株)	
本社	東京都港区浜松町二丁目4番1号
日立事業所	茨城県日立市大みか町一丁目5番17号
京浜事業所	神奈川県川崎市川崎区東田町8番地
横浜事業所	神奈川県横浜市戸塚区上倉田町489-1

(7) 使用人の状況 (平成26年5月31日現在)

① 企業集団の従業員数

従業員数	前連結会計年度末比増減
559名	1名減

(注) 従業員数には、使用人兼務役員及び臨時従業員9名は含まれておりません。

② 当社の従業員数

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
550名	3名減	35.6歳	10.9年

(注) 従業員数には、使用人兼務役員及び臨時従業員9名は含まれておりません。

(8) 主要な借入先の状況 (平成26年5月31日現在)

借入金はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

その他企業集団の現況につきましては、特記すべき事項はありません。

2. 会社の状況

(1) 株式の状況（平成26年5月31日現在）

- | | |
|------------|-----------------------------|
| ① 発行可能株式総数 | 22,980,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 5,545,050株（自己株式200,134株を除く） |
| ③ 株主数 | 998名 |
| ④ 大株主 | |

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数	持 株 比 率
SBI Value Up Fund 1号 投資事業有限責任組合 (無限責任組合員SBIキャピタル株式会社)	933千株	16.83%
大 部 満 里 子	624千株	11.26%
大 部 仁	549千株	9.92%
大 部 力	545千株	9.83%
日 本 プ ロ セ ス 社 員 持 株 会	409千株	7.38%
吉 川 豁 彦	377千株	6.80%
小 泉 純 子	273千株	4.93%
第 一 生 命 保 険 株 式 会 社	167千株	3.02%
萩 野 正 彦	146千株	2.64%
白 川 一 幸	109千株	1.97%

(注) 持株比率は自己株式（200,134株）を控除して計算しております。

(2) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況（平成26年5月31日現在）

① 取締役及び監査役の状況

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	大 部 仁	
代表取締役社長	上 石 芳 昭	事業統括兼事業本部長
取 締 役	多 田 俊 郎	品質統括兼技術統括兼情報システム統括兼プロジェクト管理支援部長
取 締 役	久 保 裕	管理統括兼財務統括兼グループ会社統括兼管理部長 国際プロセス株式会社代表取締役社長
取 締 役	諸 星 信 也	広告システム研究所所長 東京コンサルティング株式会社顧問
取 締 役	千 葉 拓	SBIキャピタル株式会社取締役執行役員 株式会社セムコーポレーション取締役
常 勤 監 査 役	岡 竹 芳 彦	
監 査 役	川 上 弘	株式会社弘和代表取締役
監 査 役	椎 名 健 二	弁護士（東京弁護士会）中村法律事務所

- (注) 1. 取締役諸星信也氏、取締役千葉拓氏は、社外取締役であります。
 2. 取締役諸星信也氏は、東京証券取引所の定めに基づき届け出た独立役員であります。
 3. 監査役川上弘氏、監査役椎名健二氏は、社外監査役であります。

② 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (うち社外取締役)	5名 (1名)	49百万円 (2百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	12百万円 (1百万円)
合 計 (うち社外役員)	8名 (3名)	62百万円 (4百万円)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 取締役の報酬限度額は、平成2年8月30日開催の第23期定時株主総会において年額250百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
 3. 監査役の報酬限度額は、平成2年8月30日開催の第23期定時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。
 4. 上記報酬等の額には、当事業年度における役員賞与引当金繰入額8百万円（取締役4名8百万円）、役員退職慰労引当金繰入額8百万円（取締役5名7百万円、うち社外取締役1名0.3百万円、監査役3名1百万円、うち社外監査役2名0.1百万円）が含まれております。
 5. 期末現在の人員数は取締役6名、監査役3名であります。なお、上記支給人員との相違は、無報酬の取締役1名が存在していることによるものであります。

③ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役諸星信也氏は、広告システム研究所所長、東京コンサルティング株式会社顧問であります。当社との間には特別の利害関係はありません。
- ・取締役千葉拓氏は、SBIキャピタル株式会社取締役執行役員、株式会社セムコーポレーション取締役であります。SBIキャピタル株式会社は、当社の発行済株式（自己株式を除く）の16.8%を保有し筆頭株主である「SBI Value Up Fund 1号投資事業有限責任組合」を運営する会社であります。株式会社セムコーポレーションと当社との間には特別の利害関係はありません。
- ・監査役川上弘氏は、株式会社弘和代表取締役であります。当社との間には特別の利害関係はありません。
- ・監査役椎名健二氏は、中村法律事務所の弁護士（東京弁護士会）であります。当社と中村法律事務所は、顧問弁護士契約を締結しております。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	主 な 活 動 状 況
取締役 諸 星 信 也	当事業年度中に開催された取締役会13回全て出席しております。同氏は、出席した取締役会において、情報システム関連技術者及び上場企業の上級管理者の経験に基づき、適宜説明を求めるとともに、提言を行いました。
取締役 千 葉 拓	当事業年度中に開催された取締役会13回のうち12回出席しております。同氏は、出席した取締役会において、企業金融経験者の見地で適宜説明を求めるとともに、提言を行いました。
監査役 川 上 弘	当事業年度中に開催された監査役会6回全て、取締役会13回のうち6回出席しております。同氏は、出席した取締役会において、会社経営の豊富な経験に基づき、適宜説明を求めるとともに、助言を行いました。監査役会においては、内部監査等について適宜必要な発言を行いました。
監査役 椎 名 健 二	当事業年度中に開催された監査役会6回全て、取締役会13回のうち6回出席しております。同氏は、出席した取締役会において、弁護士の見地から適宜説明を求めるとともに、助言を行いました。監査役会においては、監査の方法、その他監査役の職務に関する事項について、適宜必要な発言を行いました。

ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役ならびに社外監査役として有能な人材を迎えることができるよう、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨定款で定めており、全ての社外取締役、社外監査役と当社との間で当該責任限定契約を締結しております。なお、当該契約の損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(4) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称

京橋監査法人

② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等	18百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	18百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬の額の区分をしておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。

③ 非監査業務の内容

該当はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、会計監査人が職務を適正に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会規則に則り、監査役会が会計監査人の解任又は不再任に関する議題を株主総会に提案するよう取締役に請求し、取締役会はそれを審議します。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、「内部統制システムに関する基本方針」を定めており、その内容は以下のとおりであります。

① 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ. 当社は、法令、定款及び社会倫理の遵守が企業活動の前提となることを、行動規範/行動指針を通し取締役、監査役、使用人に周知徹底を行う。

ロ. 当社は、組織総合規程、職務分掌細則、決裁権限細則、稟議規程等を制定し、職務の執行と範囲を明確に定める。

ハ. 取締役は、実行性のある内部統制システムの構築と法令遵守の体制確立に努める。

ニ. 監査役は当社グループ各社のコンプライアンス状況を監視し、取締役に対し改善を助言又は勧告しなければならない。

ホ. 内部監査部門は、各部門の業務を監視し不正等を発見した場合、社長に報告するとともに改善を勧告しなければならない。また、内部統制システムに関する独立的な評価を行い、社長に報告する。

ヘ. 内部統制管理責任者及び内部統制事務局を定め、内部統制システムの構築・運用・改善を推進する。

ト. 取締役、使用人等は、コンプライアンスに違反する行為が行われている、あるいは行われる虞があることに気づいたときは、内部通報規程に基づき速やかに社内窓口又は社外の顧問弁護士に対し、通知しなければならない。なお、通報内容は機密として守秘し、通報者に対して当社は不利益な取り扱いを行わない。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- イ. 文書管理規程及び文書管理規程細則に基づいて、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し、保存する。
 - ロ. 取締役及び監査役は、文書管理規程により常時これらの文書又は電磁的媒体を閲覧できるものとする。
- ③ リスクの管理に関する規程その他の体制
- イ. 内部統制管理責任者は、管理部及び関連部署と連携し、当社グループ全体のリスクを総括的・網羅的に管理する。
 - ロ. 取締役会は、内部統制管理責任者より重要なリスク情報について報告を受け、当該リスクへの対応やその他必要な施策を実施する。不測の事態が発生した場合は、社長を本部長とする『緊急対策本部』を設置し統括的な危機管理を行う。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ. 業務執行の管理・監督を行うため、定時取締役会を原則月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
 - ロ. 取締役会の機能をより強化し経営効率を向上させるため、常勤役員連絡会を原則週1回開催し業務執行に関わる意見交換等を行うとともに、取締役・監査役・その他検討事項に応じた責任者等が出席する経営会議を原則月2回開催することにより、業務執行に関する基本事項及び重要事項を多面的に検討し慎重な意思決定を行う。
 - ハ. 業務の運営・執行については、将来の事業環境を踏まえ中期経営計画及び各年度予算を立案し、全社的な目標の明確な設定、各部門への目標付与を行い、各部門においてはその目標達成に向けた具体策を立案・実行する。
- ⑤ 当社及びグループ会社の業務の適正を確保するための体制
- イ. 取締役会は、グループ会社共通の企業理念、行動規範/行動指針を策定し、グループ全体に周知徹底する。
 - ロ. グループ会社統括は、内部統制管理責任者と連携し、各グループ会社の内部統制システムの構築・運用・改善を推進する。
 - ハ. 当社取締役、部門長、グループ会社社長は、各担当部門の業務執行及び財務報告に係る適切性を確保する内部統制システムの確立と運用の権限と責任を有する。
 - ニ. 内部監査部門は、グループ各社の業務を監視し不正等を発見した場合、社長に報告するとともに改善を勧告しなければならない。また、内部統制システムに関する独立的な評価を行い、社長に報告する。
 - ホ. グループ各社の取締役、使用人等は、コンプライアンスに違反する行為が行われている、あるいは行われる虞があることに気づいたときは、内部通報規程に基づき速やかに社内窓口又は社外の顧問弁護士に対し、通知しなければならない。なお、通報内容は機密として守秘し、通報者に対して当社は不利益な取り扱いを行わない。
 - ヘ. グループ会社の社長、もしくはグループ会社統括は、グループ会社の経営について当社取締役会において事業内容の定期的な報告を行う。また、重要案件において、グループ会社の社長は、グループ会社統括と協議し、グループ会社での協議結果を当社取締役会に随時報告する。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役が求めた場合、監査役の職務を補助のための使用人を配置し、その人事については取締役と監査役が協議して決定する。
- ⑦ 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役は、内部監査部門の使用人に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人はその命令に関し、取締役、内部監査部門長等の指揮命令を受けないものとする。
- ⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制
 - イ. 取締役及び使用人は、当社の業務又は業績に影響を与える重要な事項及び以下に定める事項について、監査役にその都度報告するものとする。
 - (a) 内部統制システム構築に関する事項
 - (b) 当社の重要な会計方針、会計基準の変更に関する事項
 - (c) 重要な開示に関する事項
 - (d) 監査役から要求された会議議事録に関する事項
 - (e) その他コンプライアンス上重要な事項
 - ロ. 監査役は、社長、監査法人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催し、取締役及び使用人にヒアリングを実施する機会を与えられている。
- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われていることを確保するための体制
 - イ. 監査役は、職務遂行にあたり取締役会及び重要な会議の出席、稟議書等業務に関する重要な文書を開覧することができる。
 - ロ. 代表取締役は、監査役と定期的な会合を持ち、会社が対処すべき課題、当社を取り巻く重要なリスク、監査上の重要課題等について意見交換を行う。
- ⑩ 反社会的勢力排除に向けた体制
社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした姿勢で組織的に対応する。
- ⑪ 財務報告の信頼性を確保するための体制
 - イ. 取締役会は、財務報告とその内部統制に関し、代表取締役社長を適切に監理する。
 - ロ. 代表取締役社長は、本基本方針に基づき、財務報告とその内部統制システム構築を推進し、その整備・運用の評価を行う。

(6) 株式会社の支配に関する基本方針

- ① 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針
当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者であることが必要であると考えております。
当社株式に対する大規模な買付行為であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、当社の支配権の移転を伴う買付提案又は買付行為の是非についての判断は、最終的には株主の皆様の意思に基づき行われるものであると考えております。
しかしながら、近時、新しい法制度、企業買収環境及び企業文化の変化等を背景として、対象会社の経営陣と十分な協議や合意のプロセスを経ることなく、大規模な株式の買付行為を強行するといった動きが

顕在化しつつあり、また、株式の大量取得行為の中には、(i)買収の目的や買収後の経営方針等に鑑み、企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、(ii)株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、(iii)対象会社の取締役会や株主が買付の条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、(iv)対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社のビジネスは、株主の皆様をはじめ、顧客企業や従業員、地域社会等様々なステークホルダーの協業の上に成り立っており、これらのステークホルダーが安心して当社の事業に関わることができる安定的かつ健全な体制を構築し、社会から必要とされる高品質なサービスを提供していくことが、当社企業価値を高めていく上で不可欠な要件となっております。

そこで、当社の企業価値・株主共同の利益に資する買付提案が行われ、その買付提案が実行された場合、当社がこれまで育成してまいりました当社の特色である信頼性、公共性、中立性、経営の安定性、ブランド・イメージ等をはじめ、株主の皆様はもとより、顧客企業、取引先、地域社会、従業員その他利害関係者の利益を含む当社の企業価値への影響、ひいては株主共同の利益を毀損する可能性があるときは、当社は、このような不適切な株式の大量取得行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当ではないと考え、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるため、当該者による大量取得行為に対して相当な措置を講ずることを基本方針といたします。

② 当社の企業価値・株主共同の利益の向上及び基本方針の実現に資する取組み

当社は昭和42年の創業以来、「制御システム」の開発を中心に顧客と一体となってソフトウェア開発に従事しており、長年に渡って顧客との信頼関係を築いてまいりました。当社の企業理念「情報通信技術を応用した新しい価値創造を通して顧客とともに社会に貢献します」の下、顧客の満足度向上のため、技術力の向上や納期の厳守に努めてまいりました。当社としても、従業員の育成には非常に力を入れており、昭和63年長野県富士見高原に研修所を開設し、技術や品質の向上を図ってまいりました。更に今日、日々進化していく情報技術のフィールドで、常に最先端のソリューションを提供できるよう、研修制度を再構築し、最新の技術の習得が可能な環境作りに努めております。

これらの結果、従業員一人一人の仕事に対する強い探究心を生み出すとともに、当社独自の報酬制度（業務の貢献度を自分たちで評価する）等も要因となって高いモチベーションを生み出すこととなり、独特の企業風土が形成されております。

このように、顧客との信頼関係や会社と従業員の信頼関係、そして従業員一人一人の高いモチベーションが、当社にとっての企業価値の源泉であるといえます。

当社は、こうした当社の企業価値の源泉を踏まえて、多数の投資家の皆様に長期的に継続して当社に投資していただくため、中期経営計画の推進とコーポレート・ガバナンスの強化の両面から、当社の企業価値及び株主共同の利益の向上に取り組んでおります。

しかし、このような当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の独自の経営を向上させる者が当社の財務及び事業の方針を決定する者とならなければ、当社の企業価値・株主共同の利益は毀損されることとなります。

当社取締役会は、基本方針に定めるとおり、当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大規模な買付提案及び買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えております。こうした不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大規模な買付提案及び買付行為を抑制するためには、当社株式に対する大規模な買付提案及び買付行為が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案すること、株主の皆様がかかる大量買付に応じるべきか否かを判断するために必要な情報及び時間を確保すること、並びに株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とする枠組みを確保するために、「当社株式の大規模な買付提案及び買付行為への対応方針（買収防衛策）」（以下、「本プラン」といいます。）の継続議

案が平成23年8月26日開催の第44期定時株主総会において決議されました。本プランの有効期間は、平成26年に開催される定時株主総会終結の時までとなっております。

イ. 本プラン概要

本プランにおいては、当社に対する買付提案又は買付行為の実行を検討している者より、事前に当社に対する買付に関する情報の提供を受け、当社取締役会が買付提案者と交渉並びに提案内容の検討を行う期間を確保し、当該買付提案又は買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益の最大化に資するものか否かの判定を行うこととしております。これに対し、買付提案者が事前の情報提供や予告なく当社株式に対する買付行為を開始するような場合や、買付提案又は買付行為の内容、態様及び手法に鑑み、当社の企業価値・株主共同の利益が毀損すると認められるような場合には、当社としてはその毀損を防止するために対抗措置を発動できることとしております。なお、本プランを適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性及び合理性を担保するために、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される特別委員会を設置することといたします。

本プランにおいて、当社は、以下の手続によって買付提案者に対して買付提案及び買付行為の概要及びその他の情報の提供を求めるものとします。

かかる情報の提供を受けた後、当社では、下記に定める特別委員会及び当社取締役会においてかかる情報を検討した上、当社取締役会としての意見を慎重に形成及び公表し、必要と認めれば、買付提案についての交渉や株主の皆様に対する代替案（当社取締役会が経営を継続することによって実現しうる当社の企業価値・株主共同の利益及びそのための具体的な方策のほか、当該買付行為に直接対抗するための当社取締役会その他の第三者を主体とした買付提案を含む）の提示も行うものとします。

かかる検討の結果、下記に定める対抗措置発動要件又は対抗措置不発動要件を充足するか否かを特別委員会において判断し、特別委員会が当社取締役会への勧告を行った上、当社取締役会は、当該勧告を最大限尊重して、対抗措置の発動又は不発動を決定するものとします。

ロ. 本プランの内容

(a) 本プランの対象となる買付提案者

本プランは以下の(i)又は(ii)に該当する当社株券等の買付提案、買付行為又はこれに類似する行為（但し、当社取締役会が承認したものを除きます。かかる行為を、以下「買付行為等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。買付行為等を行い、又は行おうとする買付提案者（以下「大量買付提案者」といいます。）は、予め本プランに定められる手続に従わなければならないものとします。

- (i) 特定の株主グループが当社の株券等の保有者及び共同保有者である場合における、当該議決権割合が20%以上となる買付
- (ii) 特定の株主グループが当社の株券等の買付等を行う者及びその特別関係者である場合における、当該議決権割合が20%以上となる買付

(b) 必要情報提供手続

本プランの対象となる大量買付提案者には、買付行為等の実行に先立ち、当社取締役会宛に、大量買付提案者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先、買付行為等の概要及び本プランで定められる手続を遵守する旨の誓約文言を記載した書面（以下「意向表明書」といいます。）を提出していただきます。なお、書面はすべて日本語により作成していただきます（以下において大量買付提案者が提出すべきとされている書面・情報についても同様とします。）。

当社取締役会は、特別委員会の助言及び勧告に基づいて、大量買付提案者からの提案内容が具体的にいかに当社の企業価値・株主共同の利益を向上させるかを明らかにするため、上記の意向表明書を受領した日から10営業日以内に、大量買付提案者の買付行為等の内容の検討に必要な情報（以下「本必要情報」といいます。）のリストを大量買付提案者に交付し、本必要情報の提供を求めます。なお、

本必要情報に該当する代表的な項目は以下の通りです。

- (i) 大量買付提案者及びそのグループの詳細
- (ii) 買付行為等の目的、方法及び内容
- (iii) 買付対価の種類及び金額並びに買付対価の算定根拠
- (iv) 買付行為等に要する資金の調達状況及び当該資金の提供者の概要
- (v) 大量買付提案者及びそのグループによる当社の株券等の取得及び売却状況
- (vi) 買付行為等に際しての第三者との間における意思連絡の有無並びに意思連絡がある場合はその内容及び当該第三者の概要
- (vii) 買付提案者が既に保有する又は将来取得する当社の株券等に関する貸借契約等の内容
- (viii) 大量買付等の後における当社及び当社グループの経営方針等
- (ix) 純投資又は政策投資を買付行為等の目的とする場合は、買付行為等の後の株券等の保有方針、議決権の行使方針等、並びに長期的な資本提携を目的とする政策投資として買付行為等を行う場合は、その必要性
- (x) 重要提案行為等を行う又は可能性がある場合、その目的、内容等
 - (x i) 買付行為等の後、当社の株券等を更に取得する予定がある場合には、その理由及びその内容
 - (x ii) 買付行為等の後、当社の株券等が上場廃止となる見込みがある場合には、その旨及び理由
 - (x iii) 買付等の後における当社の従業員、取引先、顧客、地域社会その他の当社にかかる利害関係者に関する処遇・方針
 - (x iv) 大量買付提案者以外の当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策
 - (x v) その他当社取締役会又は特別委員会が合理的に必要と判断する情報
- (c) 取締役会による買付内容の検討、買付者等との交渉、代替案の提示等
大量買付にかかる情報提供を受けた後、取締役会がこれらの評価、検討、交渉、代替案立案のための期間を下記の通り設定します。
 - (i) 対価を現金（円貨）のみとする公開買付による当社の全株式の買付の場合には60日間
 - (ii) その他の方法による買付行為等の場合には、90日間
- (d) 特別委員会による勧告
当社は本プランを適正に運用し、取締役会により恣意的な判断がなされることを防止するための機関として、特別委員会を設置します。
特別委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を担保するため、当社の業務執行を行う当社経営陣から独立している社外監査役及び社外取締役並びに社外の有識者（弁護士、公認会計士、経営経験豊富な企業経営者、学識経験者等）を対象として選任するものとします。
当社取締役会は、本必要情報並びに本必要情報の取締役会による評価及び分析結果を特別委員会に提供します。特別委員会は、取締役会の諮問に基づき、取締役会による評価、分析結果及び外部専門家の意見を参考にし、また、判断に必要と認める情報等を外部の第三者から自ら入手、検討して、大量買付提案者が提供する情報の十分性、対抗措置の発動の是非、その他当社取締役会が判断すべき事項のうち当社取締役会が特別委員会に諮問した事項及び特別委員会が当社取締役会に諮問すべきと考ええる事項等について勧告を行います。
特別委員会は、大量買付提案者が本プランに規定する手続を遵守しなかった場合、又は大量買付提案者による大規模買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものと認められる場合には、取締役会に対して対抗措置の発動を勧告し、それ以外の場合には対抗措置の不発動を勧告しません。

(e) 取締役会の決議

当社取締役会は、特別委員会による勧告を最大限尊重の上、対抗措置発動に関する決議を行います。また、特別委員会から対抗措置の発動の是非について株主総会に諮るよう勧告された場合においては、当社取締役会は、具体的な対抗措置の内容を決定した上で、対抗措置の発動についての承認を株主総会に付議するものとします。株主意思確認総会が開催された場合、当社取締役会は、当該株主意思確認総会終了後速やかに対抗措置の発動又は不発動を決議するものとします。なお、対抗措置としては、原則として、当社取締役会決議により、新株予約権の無償割当（会社法第277条）を行うこととします。

③ 上記②の取組みが上記①の基本方針に沿い当社の企業価値・株主共同の利益の著しく損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものでないこと及びその理由

当社取締役会は、次の理由から上記②の取組みが上記①の基本方針に沿い当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

イ. 買収防衛策に関する指針及び適時開示規則との整合性

本プランは平成17年5月27日に経済産業省及び法務省から公表された「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」に定める三原則(a)企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、(b)事前開示・株主意思の原則、(c)必要性・相当性確保の原則のすべてを充足しており、企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容にも準じております。また、株式会社東京証券取引所の定める、有価証券上場規程第440条を充足しております。

ロ. 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、上記②に記載の通り当社株式に対する買付行為等が行われた際に、当該買付行為等が不適切なものでないか否かを株主の皆様が判断するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることで、企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

ハ. 株主意思を十分に尊重していること（サンセット条項）

当社は、上記の通り平成23年7月21日開催の当社取締役会において本プランの継続を決議いたしましたが、本プラン継続に関する株主の皆様意思を確認するため、平成23年8月26日開催の第44期定時株主総会において本プラン継続に関する議案を付議し、決議いただいております。

また、本プランの有効期限は、原則として平成26年に開催される当社定時株主総会終了の時までとし、それ以降も当社株主総会において本プランの継続に関して皆様の意思を確認させていただく予定ですので、株主の皆様意思を十分に尊重した買収防衛策であると考えます。なお、当社は取締役の任期を1年としており、本プランの有効期間中の存続・廃止につきましては、毎年の定時株主総会における取締役の選任議案に関する議決権行使の状況を鑑みて、可能な限り株主の皆様意思を反映させていく考えです。

二. 独立社外者である特別委員会の意見の重視

本プランにおいては、実際に当社に対して買付行為等がなされた場合には、特別委員会が特別委員会規程に従い、当該買付が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するか否か等の実質的な判断を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重して会社法上の決議を行うこととなります。また、当社取締役会は、特別委員会による勧告に従うことにより当社の企業価値・株主共同の利益が毀損されることが明らか

かである場合でない限りは、特別委員会の勧告又は株主総会における決定の内容と異なった決議をすることはできません。このように、特別委員会によって、当社内部の取締役の恣意的行動を厳しく監視するとともに、その判断の概要については株主の皆様へ情報開示をすることとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に資する範囲で本プランの実際の運営が行われる仕組みが確保されています。

ホ. 客観的かつ合理的な要件の設定

本プランは、上記にて記載した通り、特別委員会において合理的かつ詳細な客観的要件が充足されたと判断されない限りは発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

ハ. 客観的な解除条件が付されていること（デッドハンド型買収防衛策ではないこと）

本プランは、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会の決定により廃止することができるものとされており、当社の株券等を大量に買付けた者が指名し、当社株主総会で選任された取締役からなる取締役会により本プランを廃止することができます。したがって、当社といたしましては、本プランはいわゆるデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）、スローハンド・ピルといった、経営陣によるプランの廃止を不能又は困難とする性格をもつライツプランとは全く性質が異なるものと考えます。

ト. 第三者専門家の意見の取得

本プランにおいては、大量買付提案者が出現すると、特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を受けることとされています。これにより、特別委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっています。

(7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要政策として位置付けております。その方法といたしまして

- ① 継続的な成長により株主価値を最大化すること
- ② 安定的な配当を継続すること

を実施しております。

成長の源泉として利益を確保すると同時に、安定的な配当の継続と配当性向50%以上を目標として実施してまいります。

上記の方針に基づき、当期末の配当は15円といたします。すでにお支払いしている中間配当とあわせ、当期の年間配当金は30円となります。なお、当期末の配当の効力発生日は平成26年8月4日とします。

内部留保については、経営基盤の拡大のためのM&A、新規事業、研究開発、人材への戦略的な投資に有効活用し、業績の向上を目指してまいります。

なお、当社は、「取締役会の決議により、会社法第459条第1項各号の法令が定めるところにより、剰余金の配当等を行うことができる。」旨定款に定めております。

また、剰余金の配当としての期末配当は毎年5月31日、中間配当は毎年11月30日を基準日としております。

連結貸借対照表

(平成26年5月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	6,392,804	流 動 負 債	877,962
現金及び預金	3,002,778	買掛金	59,424
受取手形及び売掛金	1,482,005	未払法人税等	52,640
電子記録債権	344,845	賞与引当金	453,043
有価証券	1,202,316	役員賞与引当金	8,580
仕掛品	121,791	瑕疵補修引当金	17,469
繰延税金資産	198,685	その他	286,803
その他	40,380	固 定 負 債	69,486
固 定 資 産	2,768,838	繰延税金負債	5,632
有 形 固 定 資 産	229,824	役員退職慰労引当金	63,447
建物及び構築物	107,765	その他	406
工具、器具及び備品	25,100	負 債 合 計	947,448
土地	96,958	純 資 産 の 部	
無 形 固 定 資 産	17,698	株 主 資 本	8,203,508
投 資 そ の 他 の 資 産	2,521,315	資本金	1,487,409
投資有価証券	2,169,203	資本剰余金	2,325,847
その他	352,111	利益剰余金	4,565,538
		自己株式	△175,287
		その他の包括利益累計額	10,686
		その他有価証券評価差額金	10,686
		純 資 産 合 計	8,214,195
資 産 合 計	9,161,643	負 債 純 資 産 合 計	9,161,643

連結損益計算書

(平成25年6月1日から
平成26年5月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	5,275,714
売上原価	4,208,988
売上総利益	1,066,726
販売費及び一般管理費	691,448
営業利益	375,277
営業外収益	
受取利息	26,966
保険解約益	15,056
保険配当金	8,462
雑収入	3,636
営業外費用	
寄付金	2,000
障害者雇用納付金	100
雑損失	1,681
経常利益	425,618
特別損失	
固定資産除却損	2,511
税金等調整前当期純利益	423,107
法人税、住民税及び事業税	166,855
法人税等調整額	15,027
少数株主損益調整前当期純利益	241,223
当期純利益	241,223

目次・招集通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

連結株主資本等変動計算書

(平成25年6月1日から
平成26年5月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	1,487,409	2,325,847	4,490,666	△175,248	8,128,675
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△166,352		△166,352
当 期 純 利 益			241,223		241,223
自 己 株 式 の 取 得				△38	△38
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	74,871	△38	74,832
当 期 末 残 高	1,487,409	2,325,847	4,565,538	△175,287	8,203,508

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額		純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計	
当 期 首 残 高	5,197	5,197	8,133,872
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			△166,352
当 期 純 利 益			241,223
自 己 株 式 の 取 得			△38
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	5,489	5,489	5,489
当 期 変 動 額 合 計	5,489	5,489	80,322
当 期 末 残 高	10,686	10,686	8,214,195

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び名称

- ・連結子会社の数 2社
- ・連結子会社の名称 アイ・ピー・エス(株)、国際プロセス(株)

(2) 非連結子会社の数及び名称

- ・非連結子会社 1社
- ・非連結子会社の名称 大連艾普迪科技有限公司
(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、小規模であり総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

非連結子会社(大連艾普迪科技有限公司)は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日と連結決算日は一致しております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

イ) 満期保有目的の債券……………償却原価法(定額法)

ロ) その他有価証券

・時価のあるもの……………決算期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

・時価のないもの……………移動平均法による原価法

② たな卸資産

仕掛品……………個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物及び構築物 10年～50年

工具、器具及び備品 4年～20年

- ② 無形固定資産（リース資産を除く）
 自社利用目的のソフトウェア
 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金……………売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金……………従業員の賞与支給に充てるため、将来支給見込額に基づく当連結会計年度負担額を計上しております。
- ③ 役員賞与引当金……………役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づく当連結会計年度負担額を計上しております。
- ④ 受注損失引当金……………受注案件の損失に備えるため、受注済案件のうち連結会計年度末において損失が確定視され、かつ、その金額を合理的に見積ることができるものについては、将来発生が見込まれる損失を引当計上することとしております。
- ⑤ 瑕疵補修引当金……………ソフトウェアの開発契約において保証期間中の瑕疵担保費用等の支出に備えるため、過去の実績に基づく将来発生見込額と、個別に把握可能な瑕疵補修見込額を計上しております。
- ⑥ 役員退職慰労引当金……………当社の役員の退職慰労金支給に備えるため、内規による連結会計年度末支給額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

受注制作のソフトウェアに係る収益の計上基準

受注制作のソフトウェアに係る契約のうち、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる契約については工事進行基準を、その他の契約については工事完成基準を適用しております。

なお、進捗度の見積りについては、あらかじめ契約上の成果物を作業工程単位に分割するとともに各作業工程の価額を決定し、決算日において完了した作業工程の価値が全作業工程に占める割合をもって作業進捗度とする方法を用いております。

(5) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産	土地	27,588千円
なお、当連結会計年度末には、担保に係る債務はありません。		
2. 当座貸越契約		
当座貸越限度額		100,000千円
借入実行残高		一千円
差引額		<u>100,000千円</u>
3. 有形固定資産の減価償却累計額		542,238千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数 (株)	当連結会計年度増加株式数 (株)	当連結会計年度減少株式数 (株)	当連結会計年度末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	5,745,184	—	—	5,745,184
自己株式				
普通株式	200,092	42	—	200,134

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成25年7月8日 取締役会	普通株式	83,176	15.00	平成25年5月31日	平成25年8月5日
平成25年12月27日 取締役会	普通株式	83,176	15.00	平成25年11月30日	平成26年2月7日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の 総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成26年7月7日 取締役会	普通株式	83,175	利益剰余金	15.00	平成26年5月31日	平成26年8月4日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については安全性の高い金融資産に限定して運用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金、電子記録債権は、顧客の信用リスクが存在します。

有価証券及び投資有価証券は、主に満期保有目的の債券及び取引先企業との業務又は資本提携等に関連する株式であり、市場価格の変動リスクが存在します。

営業債務である買掛金は、ほとんど2ヶ月以内の支払期日であり流動性リスクが存在します。未払法人税等は、法人税、住民税及び事業税に係る債務であり、すべて1年以内に納付期日が到来します。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、経理規程に従い、経理部が得意先別に記録・整理して定期的に管理しております。また事業部門長が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

満期保有目的の債券は、資金計画に基づき、「決裁権限細則」の所定決裁を経て、格付の高い債券のみを対象として運用しているため、信用リスクは僅少であります。

当連結決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクにさらされる金融資産の貸借対照表価額により表わされております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、満期保有目的の債券以外のものについては、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

月次の取引実績は、経理部を所管する役員及び取締役会に報告しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

経理部が毎月、資金繰計画を作成・更新するとともに取締役会に報告することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(5) 信用リスクの集中

当連結決算日現在における営業債権のうち62.7%が大口顧客（上位2社）に対するものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成26年5月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（注）2を参照ください）。

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	3,002,778	3,002,778	—
(2) 受取手形及び売掛金	1,482,005	1,482,005	—
(3) 電子記録債権	344,845	344,845	—
(4) 有価証券及び投資有価証券	3,360,118	3,359,766	△351
① 満期保有目的の債券	1,973,205	1,972,853	△351
② その他有価証券	1,386,912	1,386,912	—
(5) 長期性預金	130,000	130,462	462
資産計	8,319,747	8,319,858	110
(1) 買掛金	59,424	59,424	—
(2) 未払法人税等	52,640	52,640	—
負債計	112,065	112,065	—

(注) 1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

- (1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (4) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

なお、有価証券は満期保有目的の債券及びその他有価証券として保有しており、これに関する連結貸借対照表計上額と取得原価との差額は以下のとおりであります。

- (5) 長期性預金

これらは、新規に同様の預入を行った場合に想定される利率で、元利金の合計額を割り引いて算出する方法によっております。

- ①満期保有目的の債券

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額	時価	差額
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	858,131	860,050	1,918
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	1,115,074	1,112,803	△2,270
合計	1,973,205	1,972,853	△351

- ②その他有価証券

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額	取得原価	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	24,032	17,473	6,559
債券	761,140	749,979	11,160
その他	—	—	—
小計	785,172	767,452	17,720
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式	—	—	—
債券	101,740	102,855	△1,115
その他	500,000	500,000	—
小計	601,740	602,855	△1,115
合計	1,386,912	1,370,308	16,604

負債

(1) 買掛金、(2) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

デリバティブ取引

該当事項はありません。

(注) 2 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表価額
非上場株式	11,401
出資金	10,000

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4)有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。なお、出資金は連結貸借対照表上「投資その他の資産 その他」に含まれております。

(注) 3 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	3,002,778	—	—	—
受取手形及び売掛金	1,482,005	—	—	—
電子記録債権	344,845	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券	700,000	1,250,000	—	—
その他有価証券のうち満期があるもの (その他)	500,000	850,000	—	—
長期性預金	—	100,000	—	30,000
合計	6,029,629	2,200,000	—	30,000

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額

1,481円36銭

1株当たり当期純利益

43円50銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

その他追加情報の注記

記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成26年5月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	6,294,780	流 動 負 債	866,328
現 金 及 び 預 金	2,924,439	買 掛 金	60,047
電 子 記 録 債 権	344,845	未 払 金	222,987
売 掛 金	1,464,388	未 払 費 用	14,566
有 価 証 券	1,202,316	未 払 法 人 税 等	50,371
仕 掛 品	121,950	預 り 金	45,564
前 払 費 用	21,180	賞 与 引 当 金	446,732
繰 延 税 金 資 産	196,549	役 員 賞 与 引 当 金	8,580
そ の 他	19,109	瑕 疵 補 修 引 当 金	17,469
固 定 資 産	2,806,005	そ の 他	10
有 形 固 定 資 産	229,824	固 定 負 債	69,486
建 物	100,398	繰 延 税 金 負 債	5,632
構 築 物	7,366	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	63,447
工 具、器 具 及 び 備 品	25,100	そ の 他	406
土 地	96,958	負 債 合 計	935,815
無 形 固 定 資 産	17,553	純 資 産 の 部	
ソ フ ト ウ エ ア	13,917	株 主 資 本	8,154,284
そ の 他	3,635	資 本 金	1,487,409
投 資 そ の 他 の 資 産	2,558,628	資 本 剰 余 金	2,325,847
投 資 有 価 証 券	2,169,203	資 本 準 備 金	2,174,175
関 係 会 社 株 式	47,516	そ の 他 資 本 剰 余 金	151,672
長 期 前 払 費 用	1,988	利 益 剰 余 金	4,516,313
そ の 他	339,919	利 益 準 備 金	65,370
		そ の 他 利 益 剰 余 金	4,450,943
		別 途 積 立 金	3,300,150
		繰 越 利 益 剰 余 金	1,150,793
		自 己 株 式	△175,287
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	10,686
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	10,686
資 産 合 計	9,100,786	純 資 産 合 計	8,164,970
		負 債 純 資 産 合 計	9,100,786

目次・招集通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

損益計算書

(平成25年6月1日から
平成26年5月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		5,226,053
売上原価		4,175,997
売上総利益		1,050,056
販売費及び一般管理費		690,974
営業利益		359,081
営業外収益		
受取利息	4,341	
有価証券利息	22,604	
受取配当金	17	
受取手数料	10,674	
保険解約益	15,056	
保険配当金	8,322	
雑収入	2,064	63,081
営業外費用		
寄附金	2,000	
障害者雇用納付金	100	
雑損失	1,681	3,781
経常利益		418,381
特別損失		
固定資産除却損	2,511	2,511
税引前当期純利益		415,870
法人税、住民税及び事業税		164,000
法人税等調整額		14,877
当期純利益		236,992

株主資本等変動計算書

(平成25年6月1日から
平成26年5月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本									
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計		
					別途積立金	繰越利益 剰余金				
当 期 首 残 高	1,487,409	2,174,175	151,672	2,325,847	65,370	3,300,150	1,080,152	4,445,673	△175,248	8,083,682
当 期 変 動 額										
剰 余 金 の 配 当							△166,352	△166,352		△166,352
当 期 純 利 益							236,992	236,992		236,992
自 己 株 式 の 取 得									△38	△38
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)										
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	—	—	70,640	70,640	△38	70,601
当 期 末 残 高	1,487,409	2,174,175	151,672	2,325,847	65,370	3,300,150	1,150,793	4,516,313	△175,287	8,154,284

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	5,197	5,197	8,088,879
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			△166,352
当 期 純 利 益			236,992
自 己 株 式 の 取 得			△38
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)	5,489	5,489	5,489
当 期 変 動 額 合 計	5,489	5,489	76,091
当 期 末 残 高	10,686	10,686	8,164,970

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

- ① 子会社及び関連会社株式……移動平均法による原価法
- ② 満期保有目的の債券……償却原価法 (定額法)
- ③ その他有価証券
 - ・時価のあるもの……決算期末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)
 - ・時価のないもの……移動平均法による原価法

(2) たな卸資産

仕掛品……個別法による原価法 (貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 (リース資産を除く)

定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物 (建物附属設備を除く) については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物及び構築物	10年～50年
工具、器具及び備品	4年～20年

(2) 無形固定資産 (リース資産を除く)

自社利用目的のソフトウェア

社内における利用可能期間 (5年) に基づく定額法

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に充てるため、将来支給見込額に基づく当事業年度負担額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づく当事業年度負担額を計上しております。

(4) 受注損失引当金

受注案件の損失に備えるため、受注済案件のうち事業年度末において損失が確実視され、かつ、その金額を合理的に見積ることができるものについては、将来発生が見込まれる損失を引当計上することとしております。

(5) 瑕疵補修引当金

ソフトウェアの開発契約において保証期間中の瑕疵担保費用等の支出に備えるため、過去の実績に基づく将来発生見込額と、個別に把握可能な瑕疵補修見込額を計上しております。

(6) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金支給に備えるため、内規による期末要支給額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

受注制作のソフトウェアに係る収益の計上基準

受注制作のソフトウェアに係る契約のうち、当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる契約については工事進行基準を、その他の契約については工事完成基準を適用しております。

なお、進捗度の見積りについては、あらかじめ契約上の成果物を作業工程単位に分割するとともに各作業工程の価額を決定し、決算日において完了した作業工程の価値が全作業工程に占める割合をもって作業進捗度とする方法を用いております。

5. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

(表示方法の変更に関する注記)

貸借対照表

前事業年度において、区分掲記しておりました「流動資産」の「未収入金」(当事業年度3,328千円)は、重要性が乏しくなったため、当事業年度は「その他」に含めて表示しております。

前事業年度において、区分掲記しておりました「投資その他の資産」の「敷金及び保証金」(当事業年度100,203千円)、「保険積立金」(当事業年度94,976千円)、「会員権」(当事業年度13,766千円)は、重要性が乏しくなったため、当事業年度は「その他」に含めて表示しております。

前事業年度において、区分掲記しておりました「流動負債」の「未払消費税等」(当事業年度61,757千円)は、重要性が乏しくなったため、当事業年度は「未払金」に含めて表示しております。

損益計算書

前事業年度において、「雑収入」に含めておりました「保険配当金」(前事業年度7,888千円)は、重要性が高まったため、当事業年度より区分掲記しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産	土地	27,588千円
なお、当事業年度末には、担保に係る債務はありません。		
2. 当座貸越契約		
当座貸越限度額		100,000千円
借入実行残高		一千円
差引額		<u>100,000千円</u>
3. 有形固定資産の減価償却累計額		542,238千円
4. 関係会社に対する金銭債務		15,550千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

(1) 営業取引	187,139千円
(2) 営業取引以外の取引高	9,120千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数 (株)	当事業年度増加株式数 (株)	当事業年度減少株式数 (株)	当事業年度末株式数 (株)
普通株式	200,092	42	—	200,134

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金等	177,916千円
役員退職慰労引当金	22,612千円
投資有価証券評価損	4,711千円
未払事業税・未払事業所税	7,214千円
一括償却資産	774千円
その他	10,929千円
繰延税金資産小計	224,158千円
評価性引当額	△27,324千円
繰延税金資産合計	196,834千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△5,917千円
繰延税金負債合計	△5,917千円

繰延税金資産の純額	190,916千円
-----------	-----------

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産額	1,472円48銭
1 株当たり当期純利益	42円74銭

算定上の基礎は次のとおりであります。

純資産額	8,164,970千円
当期純利益	236,992千円
普通株主に帰属しない金額	－千円
普通株式に係る当期純利益	236,992千円
普通株式の期中平均株式数	5,545,074株

潜在株式は存在しません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

その他追加情報の注記

記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成26年7月14日

日本プロセス株式会社
取締役会 御中

京橋監査法人

代表社員 公認会計士 下村 久幸 ㊞
業務執行社員

代表社員 公認会計士 小宮山 司 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本プロセス株式会社の平成25年6月1日から平成26年5月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じて適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本プロセス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成26年7月14日

日本プロセス株式会社
取締役会 御中

京橋監査法人

代表社員 公認会計士 下村 久幸 ㊞
業務執行社員
代表社員 公認会計士 小宮山 司 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本プロセス株式会社の平成25年6月1日から平成26年5月31日までの第47期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じて適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成25年6月1日から平成26年5月31日までの第47期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、経営監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人京橋監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人京橋監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成26年7月22日

日本プロセス株式会社 監査役会

常勤監査役 岡 竹 芳 彦 ㊞
社外監査役 川 上 弘 ㊞
社外監査役 椎 名 健 二 ㊞

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いいたしますと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
1	おおぶ ひとし 大部 仁 (昭和43年6月16日生)	平成4年4月 郵政省（現総務省）入省 平成12年1月 米国ニューヨーク州 弁護士登録 平成12年8月 当社取締役 平成15年7月 当社代表取締役社長 平成17年7月 コンピュータシステムプランニング株式会社代表取締役社長 平成18年8月 株式会社日本システムアプリケーション代表取締役社長 平成25年6月 当社代表取締役会長（現任）	549,823株
2	かみいし よしあき 上石 芳昭 (昭和30年3月14日生)	昭和53年4月 当社入社 平成13年8月 当社日立事業所長 平成15年8月 当社事業統括部長 平成16年3月 当社京浜事業所長 平成16年8月 当社取締役 平成18年6月 当社取締役事業統括 平成18年7月 国際プロセス株式会社代表取締役社長 平成19年8月 当社代表取締役副社長兼事業統括 平成23年6月 当社代表取締役副社長兼事業統括兼事業本部長 平成24年8月 当社代表取締役副社長兼事業統括兼技術統括兼事業本部長 平成25年6月 当社代表取締役社長兼事業統括兼技術統括兼事業本部長 平成25年8月 当社代表取締役社長兼事業統括兼事業本部長（現任）	23,200株
3	ただ としろう 多田 俊郎 (昭和34年10月3日生)	昭和59年4月 当社入社 平成16年3月 当社品質技術部長 平成18年8月 当社執行役員品質技術部長 平成19年6月 当社執行役員プロジェクト管理支援部長 平成21年6月 当社品質統括兼プロジェクト管理支援部長 平成21年8月 当社取締役品質統括兼プロジェクト管理支援部長 平成24年6月 当社取締役品質統括兼情報システム統括兼プロジェクト管理支援部長 平成25年8月 当社取締役品質統括兼技術統括兼情報システム統括兼プロジェクト管理支援部長（現任）	6,200株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
4	くぼ ゆたか 久保 裕 (昭和42年1月7日生)	平成5年4月 株式会社三菱総合研究所入社 平成12年8月 イー・サムスン株式会社インターネット事業部長 平成13年4月 株式会社ゲームオン代表取締役社長 平成14年4月 株式会社フルキャスト (現株式会社フルキャストホールディングス) 経営企画部長 平成15年5月 スリープロ株式会社 (現スリープログループ株式会社) 取締役 平成16年12月 株式会社フルキャスト取締役経営戦略本部長 平成17年10月 アジアパシフィックシステム総研株式会社 (現キャノン電子テクノロジー株式会社) 代表取締役社長 平成20年1月 株式会社ネオキャリア取締役 平成21年6月 当社管理統括兼財務統括 平成21年8月 当社取締役管理統括兼財務統括 平成22年6月 当社取締役管理統括兼財務統括兼グループ会社統括 平成25年7月 国際プロセス株式会社代表取締役社長 (現任) 平成26年4月 当社取締役管理統括兼財務統括兼グループ会社統括兼管理部長 (現任)	3,000株
5	もろほし のぶや 諸星 信也 (昭和20年9月13日生)	昭和45年4月 株式会社電通入社 昭和62年10月 同社情報システム室企画開発部長 平成11年1月 同社情報システム局長 平成17年10月 広告システム研究所所長 (現任) 平成17年10月 東京コンサルティング株式会社顧問 (現任) 平成20年8月 当社取締役 (現任)	—
6	ちば ひらく 千葉 拓 (昭和46年9月6日生)	平成7年4月 野村證券株式会社入社 平成14年4月 ソフトバンク・インベストメント株式会社 (現SBIホールディングス株式会社) 入社 平成18年9月 フードエックス・グローブ株式会社取締役 平成19年3月 株式会社セムコーポレーション取締役 (現任) 平成20年2月 SBIキャピタル株式会社取締役執行役員 (現任) 平成20年6月 株式会社VSN取締役 平成22年8月 当社取締役 (現任)	—

(注) 1. 各候補者と当社との利害関係に関する事項

(1) 千葉拓氏は、SBIキャピタル株式会社取締役執行役員を兼務されております。SBIキャピタル株式会社は、当社の発行済株式 (自己株式を除く) の16.8%を保有し筆頭株主である「SBI Value Up Fund 1号投資事業有限責任組合」を運営する会社であります。

(2) その他の候補者は、当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 社外取締役候補者に関する事項

(1) 諸星信也氏、千葉拓氏は、社外取締役候補者であります。

(2) 社外取締役候補者とした理由

諸星信也氏は、直接経営に関与した経験はありませんが、高度な情報システム関連技術・知識・経験を活用願うとともに、上場企業での上級管理者としての視点で経営の監視などをしていただきたいため選任をお願いするものであります。社外取締役としての在任期間は本総会終結の日をもって6年となります。

千葉拓氏は、資本政策及び事業戦略などに対する豊富な経験を当社の経営に活かしていただきたいために選任をお願いするものであります。社外取締役としての在任期間は本総会終結の日をもって4年となります。

(3) 責任限定契約の概要

当社は社外取締役として有能な人材を迎えることができるよう、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨定款で定めており、選任された場合、諸星信也氏及び千葉拓氏と当社の間で当該責任限定契約を継続する予定であります。なお、当該契約の損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

3. 当社は、諸星信也氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

第2号議案 補欠監査役2名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、次期定時株主総会開催の時までを選任の効力とする補欠監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
1	やまもと ひでひろ 山本秀博 (昭和34年12月8日生)	昭和57年4月 当社入社 平成22年6月 当社管理部長 平成26年4月 当社経営監査室長(現任)	15,000株
2	いしばし かつお 石橋克郎 (昭和35年2月6日生)	平成2年9月 株式会社TAC入社 平成7年10月 司法試験合格 平成8年4月 司法研修所入所(第50期司法修習生) 平成10年3月 司法研修所卒業 平成10年4月 弁護士(東京弁護士会) 平成10年4月 中村法律事務所入所(現任) 平成15年4月 中央大学法科大学院実務講師 平成19年4月 中央大学法科大学院兼任講師(現任) 平成19年4月 明治学院大学法科大学院兼任講師(現任) 平成21年4月 東京弁護士会常議員	—

(注) 1. 山本秀博氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 石橋克郎氏は、中村法律事務所の弁護士(東京弁護士会)であります。当社と中村法律事務所は、顧問弁護士契約を締結しております。

3. 補欠社外監査役候補者に関する事項

(1) 石橋克郎氏は補欠社外監査役候補者であります。

(2) 補欠社外監査役候補者とした理由

同氏は、直接経営に関与した経験はありませんが、弁護士として企業法務に精通し、企業経営を統治する十分な見識を有しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、補欠社外監査役候補者として選任をお願いするものであります。

(3) 責任限定契約の概要

当社は社外監査役として有能な人材を迎えることができるよう、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨定款で定めており、監査役に就任した場合、同氏と当社との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約の損害賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

4. 候補者山本秀博氏は監査役岡竹芳彦氏の補欠、候補者石橋克郎氏は社外監査役川上弘氏及び椎名健二氏の補欠であります。

第3号議案 当社株式の大規模な買付提案及び買付行為への対応方針（買収防衛策）の一部変更及び継続の件
当社は、平成20年3月7日開催の取締役会において、当社株式の大規模な買付提案及び買付行為への対応方針（買収防衛策）（以下「旧プラン」といいます。）を導入することを決議し、平成20年8月26日に開催された第41期定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき導入いたしました。

その後、平成23年8月26日に開催いたしました第44期定時株主総会において、同対応方針につき、所要の変更を行った上で旧プランを継続することについてご承認いただいております。旧プランの有効期間は、平成26年8月に開催される第47期定時株主総会（以下「本定時株主総会」）の終結の時までとされております。

この旧プランの有効期間満了に先立ち、当社は、平成26年7月22日開催の取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ（2））として、旧プランを実質的に同一の内容で継続すること（以下「本継続」といい、本継続後の取組みを以下「本プラン」といいます。）を取締役の全員一致により決議しました。

本プランの重要性に鑑み、本定時株主総会で過半数の賛成をもってご承認をお願いするものであります。本議案が否認された場合には、本プランは本定時株主総会終結の時をもって廃止されます。

なお、本継続を決定した取締役会において、社外監査役2名を含む当社監査役3名全員は、本プランが適正に運用されることを条件として、本継続に賛同する旨の意見を述べております。

本プランの継続に際し、文言の修正等、若干の修正を行っておりますが、本プランの内容について実質的な変更はありません。

平成26年5月31日現在における当社の大株主の状況は、添付資料1のとおりであります。

同日時点において、代表取締役会長及びその一族の株式の保有割合はほぼ31%を占めており、個人大株主の持株比率も高い状態ではありますが、今後、株主構成が変動するとともに当社株式の流動性が増す可能性等を考慮いたしますと、当社株式の大規模買付行為がなされる可能性は否定できないと考えております。

なお、現時点において、特定の第三者から大規模な買付行為を行う旨の通告や提案などはございません。

1. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉（後掲「2. (1) 企業価値の源泉について」参照）を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様のご共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者であることが必要であるとされており、当社株式に対する大規模な買付行為であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、当社の支配権の移転を伴う買付提案又は買付行為の是非についての判断は、最終的には株主の皆様ご意思に基づき行われるものであると考えております。

しかしながら、当社のビジネス（後掲「2. (2) 企業価値及び株主共同の利益の向上のための取り組みについて」参照）は、株主の皆様を始め、顧客企業や従業員、地域社会など様々なステークホルダーの協業の上に成り立っており、これらのステークホルダーが安心して当社の事業に関わることができる安定的かつ健

全な体制を構築し、社会から必要とされる高品質なサービスを提供していくことが、当社企業価値を高めていく上で不可欠な要件となっております。

近時、新しい法制度、企業買収環境及び企業文化の変化等を背景として、対象会社の経営陣と十分な協議や合意のプロセスを経ることなく、大規模な株式の買付行為を強行するといった動きが顕在化しつつあり、また、株式の大量取得行為の中には、①買収の目的や買収後の経営方針等に鑑み、企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、②株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、③対象会社の取締役会や株主が買付けの条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、④対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

そこで、当社の企業価値・株主共同の利益に資する買付提案が行われ、その買付提案が実行された場合、当社がこれまで育成してまいりました当社の特色である信頼性、公共性、中立性、経営の安定性、ブランド・イメージ等をはじめ、株主の皆様はもとより、顧客企業、取引先、地域社会、従業員その他利害関係者の利益を含む当社の企業価値への影響、ひいては株主共同の利益を毀損する可能性があるときは、当社は、このような不適切な株式の大量取得行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当ではないとして、当該者による大量取得行為に対して必要かつ相当な手段を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

2. 当社の企業価値・株主共同の利益の向上及び基本方針の実現に資する取組み

(1) 企業価値の源泉について

当社は昭和42年の創立以来、「制御システム」の開発を中心にソフトウェアの開発に従事してまいりました。当時日本においては、情報サービス産業の黎明期であり、当社は顧客と一体となりソフトウェアの開発のノウハウを蓄積してまいりました。また品質の向上やコストダウンに努め、長年にわたって顧客の「信頼」を築いてまいりました。この顧客との信頼関係は、当社にとって大きな無形の資産となっております。

また当社従業員は、当社の企業理念「情報通信技術を駆使した新しい価値創造を通して顧客とともに社会に貢献する」の下、お客様の満足度向上のため、技術力の向上や納期の厳守に努めてまいりました。当社としても、従業員の育成には非常に力を入れており、昭和63年長野県富士見高原に研修所を開設し、技術や品質の向上を図ってまいりました。更に今日、日々進化していく情報技術のフィールドで、常に最先端のソリューションを提供できるよう、研修制度を再構築し、最新の技術の習得が可能な環境作りにも努めております。

これらの結果、従業員一人一人の仕事に対する強い探究心を生み出すとともに、当社独自の報酬制度（業務の貢献度を自分たちで評価する）等も要因となって高いモチベーションを生み出すこととなり、独特の企業風土が形成されております。

このように、顧客との信頼関係や会社と従業員の信頼関係そして従業員一人一人の高いモチベーションが、当社にとっての企業価値の源泉であるといえます。

現在情報サービス業界は、その市場環境や技術の変化が激しく、企業の盛衰も激しくなっております。その中で当社は、その変化をチャンスと捉え、中期経営計画（後掲「2. (2) ②中期経営計画の推進」参照）にもとづきソフトウェアの要件定義、開発から運用・保守までをトータルにサービスすることにより顧客に最大のメリットを提供するというトータル・ソフトウェア・エンジニアリング・サービス（T-SES）を実現し、更なる成長を目指していく所存です。しかしながら、このような成長を実現するためには、上述した長年にわたって顧客・従業員・株主の皆様との「信頼関係」により育成された経営の基盤が不可欠です。そして、このような当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の独自の経営を向上させる者が当社の財務及び事業の方針を決定する者とならなければ、当社の企業価値・株主共同の利益は毀損されることとなります。

このような判断から当社取締役会は、当社株式の大規模買付行為等が行われる場合に、不適切な買付行為でないかどうかを株主の皆様が判断されるために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために買付提案者と交渉を行うための一定のルールを定めることが、当社の企業価値・株主共同の利益の最大化のために必要であると考えております。

(2) 企業価値及び株主共同の利益の向上のための取り組みについて

当社は、上記の当社の企業価値の源泉を踏まえて、多数の投資家の皆様に長期的に継続して当社に投資していただくため、中期経営計画の推進とコーポレート・ガバナンスの強化の両面から、当社の企業価値及び株主共同の利益の向上に取り組んでおります。以下に掲げる取組みは、いずれも本基本方針の実現に資するものと考えております。

① 当社の経営方針

当社は制御、組込、プラットフォーム分野に特化したソフトウェア受託開発業務を行っており、お客様の満足度向上のためサービスとスピードをキーワードとして品質・納期・価格・セキュリティの4項目に重点を置き信頼できるソリューションを提供して参ります。具体的には

- (a) お客様に満足していただける付加価値の高い製品を提供する。
- (b) 株主の皆様のご期待と信頼に応える魅力ある成長経営を目指す。
- (c) とともに働く社員に誇りを持って楽しく働ける環境と機会を公平に提供する。
- (d) 社会の発展のために安全で安価な製品を提供する

の4点を経営方針として掲げ、中長期的な発展・成長を実現するとともに、企業の社会的責任に十分配慮し、より一層の企業価値向上を目指して参りたいと考えております。

② 中期経営計画の推進

当社グループは企業価値を高めるために中期経営計画を策定しております。

当中期経営計画においては、ソフトウェアの要件定義、開発から運用・保守までをトータルにサービスすることにより顧客に最大のメリットを提供するというトータル・ソフトウェア・エンジニアリング・サービス（T-SES）を実現するために、社会インフラを戦略分野として、受注拡大のための営業強化、当社のマネジメント力を活かすための請負範囲の拡大、実務を通じた人材の育成、コスト効率向上

と人材の最適配置のための子会社を含めた事業再編などを重点施策として実施してまいります。

③ コーポレート・ガバナンスの強化について

当社グループでは経営の透明性・健全性の観点から、コーポレート・ガバナンスは経営上の重要課題の一つと認識しております。経営環境や市場の変化、顧客の動向に素早く対応するため、迅速かつ適正な意思決定を図ると同時に、取締役会及び監査役会の機能向上に努めております。この考えに基づき、

- (a) 重要な業務執行の決定はすべて取締役会に付議され迅速に決定されており、その執行の監視は取締役間相互にて牽制機能をもって行っております。
- (b) 株主が業績結果に基づいた取締役評価をより適時に行えるように、取締役の任期は一年となっております。
- (c) 取締役会の任意の諮問委員会として代表取締役をのぞく常勤取締役、社外取締役、監査役、から選任される指名報酬委員会及び投資審査委員会を設置し、経営監督機能の向上に努め、株主重視の経営を推進しております。
- (d) 監査役会は社外監査役2名を含む3名で構成されており、ガバナンスのあり方とその運営について監視し、取締役の職務執行を含む日常的な経営活動の監査を行っております。監査役は、代表取締役、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催することとし、取締役及び使用人にヒアリングを実施する機会を与えられております。
- (e) 取締役及び監査役に監査結果の報告を行う独立した内部監査部門として経営監査室（1名）を設置し、内部監査規程に基づき各部門の会計監査・業務監査・コンプライアンス監査・内部統制監査を実施しております。
- (f) グループ会社を含めた全取締役、従業員が、コンプライアンスに違反する行為が行われている、あるいは行われるおそれがあることに気づいたときは、速やかに管理部あるいは社外の顧問弁護士に対し通報・相談を行い、内部統制の自浄化を図る体制を整備しております。

④ 利益配分に関する基本方針

更に当社は、株主に対する利益還元を経営の重要政策と位置付けており、ソフトウェア業界における競争力を維持・強化するとともに、業績に裏付けされた成果の配分を行うことを基本方針とし、安定的な配当の継続と配当性向50%以上を目標としております。その結果、平成20年5月期より平成26年5月期まで30円の配当を継続しております。当社は、配当水準を利益配分に関する基本方針に基づき、今後も引き続き株主・投資家の皆様のご期待に応えていく所存であります。

3. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

(1) 本プラン導入の目的

本プランは、当社の企業価値・株主共同の利益の確保を目的として、上記1に記載した基本方針に沿って導入されるものであります。当社取締役会は、基本方針に定めるとおり、当社の企業価値・株主共同の

利益に資さない大規模な買付提案及び買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えております。そして、こうした不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大規模な買付提案及び買付行為を抑止するためには、当社株式に対する大規模な買付提案及び買付行為が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案すること、株主の皆様がかかる大量買付けに応じるべきか否かを判断するために必要な情報及び時間を確保すること、並びに株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とする枠組みを確保することが第一の目的であると判断いたしました。そこで、本プランにおいては、当社に対する買付提案又は買付行為の実行を検討している者（以下、総称して「買付提案者」といいます。）より、事前に当社に対する買付けに関する情報（買付提案者の概要、買付内容・対価・時期、買付完了後の経営戦略等）の提供を受け、当社取締役会が買付提案者と交渉並びに提案内容の検討を行う期間を確保し、当該買付提案又は買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益の最大化に資するものか否かの判定を行うこととしております。これに対し、買付提案者が事前の情報提供や予告なく当社株式に対する買付行為を開始するような場合や、買付提案又は買付行為の内容、態様及び手法に鑑み、当社の企業価値・株主共同の利益が毀損すると認められるような場合には、当社としてはその毀損を防止するために対抗措置を発動できることとしております。なお、本プランを適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性及び合理性を担保するために、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される特別委員会を設置することといたします。

本プランの導入から対抗措置の発動及び不発動までの全体的な流れにつきましては、添付資料2のフロート表をご参照ください。

なお、平成26年5月31日現在の当社株式の状況は、添付資料1のとおりであります。

(2) 本プランの内容

① 本プランの概要

本プランにおいて、当社は、以下の手続によって買付提案者に対して買付提案及び買付行為の概要及びその他の情報の提供を求めるものとします。かかる情報の提供を受けた後、当社では、下記に定める特別委員会及び当社取締役会においてかかる情報を検討した上、当社取締役会としての意見を慎重に形成及び公表し、必要と認めれば、買付提案についての交渉や株主の皆様に対する代替案（当社取締役会が経営を継続することによって実現しうる当社の企業価値・株主共同の利益及びそのための具体的な方策のほか、当該買付行為に直接対抗するための当社取締役会その他の第三者を主体とした買付案を含みます。以下同じ。）の提示も行うものとします。

かかる検討の結果、下記に定める対抗措置発動要件又は対抗措置不発動要件を充足するかどうかを特別委員会において判断し、特別委員会が当社取締役会への勧告を行った上、当社取締役会は、当該勧告を最大限尊重して必要性及び相当性を勘案したうえで、対抗措置の発動又は不発動を決定するものとします。

これら本プランの具体的な内容については、以下の②から⑤に示すとおりです。

② 買付行為等に際してのルール設定

(a) 本プランの対象となる買付提案者

本プランは以下の (i) 又は (ii) に該当する当社株券等の買付提案、買付行為又はこれに類似する行為（但し、当社取締役会が承認したものを除きます。かかる行為を、以下「買付行為等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。

買付行為等を行い、又は行おうとする買付提案者（以下「大量買付提案者」といいます。）は、予め本プランに定められる手続に従わなければならないものとします。

- (i) 特定の株主グループが当社の株券等の保有者及び共同保有者である場合における、当該議決権割合が20%以上となる買付け（当該特定の株主グループを、以下「特定大量保有者」といいます。）
- (ii) 特定株主グループが当社の株券等の買付等を行う者及びその特別関係者である場合における、当該議決権割合が20%以上となる買付け（当該特定の株主グループを、以下「特定大量買付者」といいます。）

(b) 必要情報提供手続

本プランの対象となる大量買付提案者には、買付行為等の実行に先立ち、当社取締役会宛に、大量買付提案者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先、買付行為等の概要及び本プランで定められる手続を遵守する旨の誓約文言を記載した書面（以下「意向表明書」といいます。）を提出していただきます。なお、書面はすべて日本語により作成していただきます（以下において大量買付提案者が提出すべきとされている書面・情報についても同様とします。）。

当社取締役会は、下記の特別委員会の助言及び勧告に基づいて、大量買付提案者からの提案内容が具体的にいかに当社の企業価値・株主共同の利益を向上させるかを明らかにするため、上記の意向表明書を受領した日から10営業日以内に、大量買付提案者の買付行為等の内容の検討に必要な情報（以下「本必要情報」といいます。）のリスト（以下「本必要情報リスト」といいます。）を大量買付提案者に交付し、本必要情報の提供を求めます（以下「必要情報提供手続」といいます。）。なお、本必要情報に該当する代表的な項目は以下のとおりです。

- (i) 大量買付提案者及びそのグループ（その共同保有者、その特別関係者及び組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（沿革、具体的名称、資本構成、財務内容、当該買付等による買付等と同種の過去の取引の詳細、その結果、当該過去の取引が対象会社の企業価値に与えた影響等を含みます。）
- (ii) 買付行為等の目的、方法及び内容（経営参画意思の有無、買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付予定の株券の数及び買付等を行った後における株券等の所有割合、買付等の方法の適法性、買付等の実行の実現可能性等を含みます。）
- (iii) 買付対価の種類及び金額（有価証券等を対価とする場合には、当該有価証券等の種類及び交換比率、有価証券等及び金銭を対価とする場合には、当該有価証券等の種類、交換比率及び金銭

- の額)、並びに買付対価の算定根拠(算定の前提となる事実、算定方法及び算定に用いた数値情報、並びに、買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容及びそのうち少数株主に対して配分されるシナジーの内容を含みます。また、買付対価の額が時価と異なる場合や大量買付提案者が最近行った取引の価格と異なる場合にはその差額の根拠。)
- (iv) 買付行為等に要する資金の調達状況(関連する取引の内容を含みます。)、及び当該資金の提供者(実質的提供者を含みます。)の概要(預金の場合は、預金の種類別の残高、借入金の場合は、借入金の額、借入先の業種等、借入契約の内容、その他の資金調達方法による場合は、その内容、調達金額、調達先の業種等を含みます。)
 - (v) 大量買付提案者及びそのグループによる当社の株券等の過去の全ての取得時期及び当該時期ごとの取得数・取得価額、並びに、当社の株券等の過去の全ての売却時期及び当該時期ごとの売却数・売却価額
 - (vi) 買付行為等に際しての第三者との間における意思連絡の有無並びに意思連絡がある場合はその内容及び当該第三者の概要
 - (vii) 買付提案者が既に保有する又は将来取得する当社の株券等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約又は取決め(以下「担保契約等」といいます。))がある場合には、その契約の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株券等の数量等の当該担保契約等の具体的内容
 - (viii) 支配権取得又は経営参画を買付行為等の目的とする場合は、買付行為等の完了後に企図する当社及び当社グループの支配権取得又は経営参加の方法、買付後の当社経営方針、事業計画及び議決権の行使方針、並びに資本政策及び配当政策等についての情報を含む公開買付届出書等で法律上開示を要求される情報。当社と同種事業を目的とする会社その他の法人(日本以外の国におけるものも含みます。))に対する過去の投資・経営・業務関与経験の有無及びその内容・実績等。組織再編、企業集団の再編、解散、重要な財産の処分又は譲受け、多額の借財、代表取締役等の選定又は解職、役員の変更、配当・資本政策に関する重要な変更、その他当社及び当社グループの経営方針に対して重大な変更を加え、又は重大な影響を及ぼす行為を予定している場合には、その内容及び必要性
 - (ix) 純投資又は政策投資を買付行為等の目的とする場合には、買付行為等の後の株券等の保有方針、売買方針及び議決権の行使方針、並びにそれらの理由。長期的な資本提携を目的とする政策投資として買付行為等を行う場合には、その必要性
 - (x) 重要提案行為等を行うことを買付行為等の目的とする場合、又は買付行為等の後に重要提案行為等を行う可能性がある場合には、当該重要提案行為等の目的、内容、必要性及び時期、並びにいかなる場合において当該重要提案行為等を行うかに関する情報
 - (xi) 買付行為等の後、当社の株券等を更に取得する予定がある場合には、その理由及びその内容
 - (xii) 買付行為等の後、当社の株券等が上場廃止となる見込みがある場合には、その旨及び理由
 - (xiii) 買付等の後における当社の従業員、取引先、顧客、地域社会その他の当社にかかる利害関係者に関する処遇・方針
 - (xiv) 大量買付提案者以外の当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策

(x v) その他当社取締役会又は特別委員会が合理的に必要と判断する情報

また、上記の本必要情報リストに従い大量買付提案者から提供された情報では、買付行為等の内容及び態様等に照らして、株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価及び検討等のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断した場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を大量買付提案者に提供していただきます。なお、本必要情報の提供については、原則として当社取締役会から大量買付提案者に対して本必要情報リストが提示されてから60日以内に完了していただくこととします（以下、「必要情報提供期間」といいます。）。

もっとも、本必要情報の具体的な内容は買付行為等の内容及び規模によって異なることもありうるため、当社取締役会は、買付行為等の内容及び規模並びに本必要情報の具体的な提出状況を考慮して必要情報提供期間を最大30日間延長することができるものとします。大量買付提案者から提出された本必要情報が十分かどうか、当社取締役会が要求した本必要情報の内容・範囲が妥当かどうか、及び、必要情報提供期間を延長するかどうかの判断については、当社取締役会は恣意的な判断を排除するために下記の特別委員会の助言及び勧告に基づいて判断を行います。

なお、大量買付提案者による買付行為等が存在するという事実は、株主の皆様に適時適切に開示いたします。また、当社取締役会に提供された本必要情報についても、株主の皆様に対して開示いたします。さらに、当社取締役会において、大量買付提案者による情報提供が完了したと合理的に判断されるときには、速やかにその旨を開示いたします。

(c) 特別委員会及び当社取締役会による検討手続

当社取締役会は、かかる本必要情報の提供状況に応じて必要情報提供期間中又は必要情報提供期間満了後、独立の外部専門家3名以上により構成され、別に設置される特別委員会（特別委員会の概要及び委員については添付資料3をご参照ください。）の助言及び勧告を受け、また、必要に応じて適宜外部専門家等の助言も得ながら、買付行為等に対する検討、分析を行い、当社取締役会としての意見を慎重に形成・公表し、必要と認めれば、買付行為等についての交渉や株主の皆様に対する代替案の提示も行うものとします。

また、その判断の透明性を高めるため、買付行為等の内容に対する当社取締役会の意見、当社取締役会から提示された代替案の概要を適時適切に開示いたします。なお、株主の皆様にも、当社取締役会の意見を参考にしつつ、当該買付提案とその代替案を比較検討いただくこととなります。

そして、当社取締役会がこれらの評価・検討等を適切に行うためには、一定の期間が必要であるため、買付行為等の評価等の難易度に応じて、以下（i）（ii）による検討期間（以下、「取締役会検討期間」といいます。）を設定するものとし、大量買付提案者による買付行為等は、当該取締役会検討期間の経過後において開始されなければならないものとします。

- (i) 対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社の全株式の買付の場合には、情報提供完了通知を行った日から60日間（初日不参入）
- (ii) その他の方法による買付行為等の場合には、情報提供完了通知を行った日から90日間（初日不参入）

また、特別委員会が取締役会検討期間内に下記③(a)に記載される対抗措置の発動又は不発動に係る勧告を行うに至らない等の理由により、当社取締役会が取締役会検討期間満了時までには買付行為等に対する対抗措置の発動又は不発動に関する決議を行うに至らない場合には、当社取締役会は、大量買付提案者の買付行為等の内容の検討、大量買付提案者との交渉、代替案の検討等に必要とされる合理的な範囲内（但し、30日間を超えないものとします。）で、取締役会検討期間を延長する旨の決議を行うことができるものとします。但し、その場合には、延長する期間及び理由その他当社取締役会が適切と判断する事項について速やかに開示を行うものとします。

(d) 特別委員会による勧告の最大限の尊重

当社は、本プランを適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するための機関として、特別委員会を設置します。特別委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を担保するため、当社の業務執行を行う当社経営陣から独立している社外監査役及び社外取締役並びに社外の有識者（弁護士、公認会計士、経営経験豊富な企業経営者、学識経験者等）を対象として選任するものとします。（添付資料3参照）

当社は特別委員会の設置意義に照らして、特別委員会メンバーとして、有識者の中でも中立のご判断をいただくと考え、臼井敏雄氏、一瀬益夫氏、星徹氏の3名の方を予定しております。

当社取締役会は、本必要情報並びに本必要情報の取締役会による評価及び分析結果を特別委員会に提供します。特別委員会は、取締役会の諮問に基づき、取締役会による評価、分析結果及び外部専門家の意見を参考にし、また、判断に必要と認める情報等を外部の第三者から自ら入手、検討して、大量買付提案者が提供する情報の十分性、対抗措置の発動の是非、その他当社取締役会が判断すべき事項のうち当社取締役会が特別委員会に諮問した事項及び特別委員会が当社取締役会に諮問すべきと考える事項等について勧告を行います。

そして、当社取締役会はその判断の際には特別委員会による勧告を最大限尊重いたします。

③ 本プランの発動手続

(a) 対抗措置の発動、不発動及び発動の延期

大量買付提案者による買付行為等に関して、別に設置される特別委員会において下記「第一」に記載の対抗措置発動要件のいずれかに該当する事情が存在するとして当社取締役会に対して勧告がなされた場合には、当社取締役会は、当該勧告を最大限尊重して、当社の企業価値・株主共同の利益を確保することを目的として必要性及び相当性を勘案したうえで、対抗措置を講じることといたします。これに対して、特別委員会において下記「第二」に記載の対抗措置不発動要件のいずれかに該当する事情が存在するとして当社取締役会に対して勧告がなされた場合には、当社取締役会は、当該勧告を最大限尊重して、大量買付提案者の買付行為等に対して対抗措置を発動しないことを決議します。

また、取締役会検討期間満了時までには特別委員会において下記の対抗措置発動要件のいずれかに該当する事情が存在するとして当社取締役会に対して勧告がなされず、当社取締役会が対抗措置の決議を行わない場合には、当社取締役会は、取締役会検討期間後において大量買付提案者の買付行為等に対して対抗措置を発動しないこと、又は、対抗措置の発動を延期することを決議するものとします。

対抗措置の発動を延期した場合においては、当社取締役会は、対抗措置の発動又は不発動について特別委員会による勧告を得たうえで、これを最大限尊重して、対抗措置の発動又は不発動を決議するものとします。加えて、取締役会検討期間終了後においても、当社取締役会は大量買付提案者との間で円滑に検討・交渉を継続すべく最善の努力を行うものとしたします。

当社取締役会は、これらのいずれの場合であっても、対抗措置の発動若しくは不発動又は対抗措置の発動の延期の決議その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行い、株主の皆様において適切な判断をしていただくことが可能となるような措置をとることとしたします。

第一 対抗措置発動要件

- (i) 大量買付提案者が必要情報提供手続に応ぜず、株主が当社株式を大量買付提案者に譲渡するか、保持し続けるかを判断するために十分な情報がないなど株主が当該買付行為等を判断することが困難な場合に、当社に何らの予告もなく買付行為を開始し、又はその開始が客観的かつ合理的に推認される場合であり、かつ当該時点で対抗措置を発動しない場合には当社の企業価値・株主共同の利益の毀損を回避することができない、あるいは、そのおそれがあると認められる場合
- (ii) 大量買付提案者が、当社への経営参画の意思を真に有していないにもかかわらず、当社株式の株価を不当につり上げて当社株式を高値で当社関係者（当社関係会社、役員、従業員、取引先等を含むがこれに限らない。）に取得させる目的で当社株式の買付行為等を行っていることが、客観的かつ合理的に推認される場合であり、かつ当該時点で対抗措置を発動しない場合には当社の企業価値・株主共同の利益の毀損を回避することができない、あるいは、そのおそれがあると認められる場合
- (iii) 大量買付提案者が、当社の事業経営上必要な資産、知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該大量買付提案者やその関係会社等に移転させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で当社株式の買付行為等を行っていることが、客観的かつ合理的に推認される場合であり、かつ当該時点で対抗措置を発動しない場合には企業価値・株主共同の利益の毀損を回避することができない、あるいは、そのおそれがあると認められる場合
- (iv) 大量買付提案者が、当社の資産を当該大量買付提案者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する意図をもって当社株式の買付行為等を行っていることが、客観的かつ合理的に推認される場合であり、かつ当該時点で対抗措置を発動しない場合には企業価値・株主共同の利益の毀損を回避することができない、あるいは、そのおそれがあると認められる場合
- (v) 大量買付提案者が、当社の資産等の売却処分等による利益をもって一時的な高額の株主還元（剰余金配当を含むがこれに限らない。以下同じ。）をさせるか、あるいは一時的な高額の株主還元等による当社株式の株価上昇に際して、大量買付提案者が取得した当社株式を高値で売り抜けることを目的として、当社株式の買付行為等を行っていることが、客観的かつ合理的に推認される場合であり、かつ当該時点で対抗措置を発動しない場合には企業価値・株主共同の利益の毀損を回避することができない、あるいは、そのおそれがあると認められる場合

- (vi) 大量買付提案者が必要情報提供手続きに応じるも、買付提案において、当該大量買付提案者からの提案の態様、提案手法その他の事情に鑑みて二段階での強圧的な買付提案（当初の買付けにおいて当社株式の全株式の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利な設定にし、あるいは明確にしないで買付行為を行うこと）であることが、客観的かつ合理的に推認される場合であり、かつ当該時点で対抗措置を発動しない場合には企業価値・株主共同の利益の毀損を回避することができない、あるいは、そのおそれがあると認められる場合
- (vii) 上記（i）ないし（vi）のほか、大量買付提案者から当社に対して提案された買付行為等により、当社株主、取引先、顧客、従業員、地域社会その他の当社の利害関係者を含む当社グループの企業価値・株主共同の利益が上記（i）ないし（vi）の要件の場合と実質的に同程度に毀損するおそれがあることが客観的かつ合理的に推認される場合であり、かつ当該時点で対抗措置を発動しない場合には企業価値・株主共同の利益の毀損を回避することができない、あるいは、そのおそれがあると認められる場合

第二 対抗措置不発動要件

- (i) 当社取締役会が取締役会検討期間中及び取締役会検討期間を経過してもなお買付行為等で提示された企業価値評価を上回る企業価値評価を実現することが合理的に見込まれる経営計画等の提示を含む代替案を株主に示すことができず、大量買付提案者との間で交渉等も行わなかったことが明らかな場合
 - (ii) その他、買付提案が当社取締役会の提示する代替案より高い企業価値評価を内容とすることが客観的に明らかであり、かつ、買付行為等により当社の企業価値・株主共同の利益を害するおそれがあることが明らかでない場合
- (b) 対抗措置の内容

本プランにおける対抗措置としては、原則として、当社取締役会決議により、新株予約権の無償割当（会社法第277条）を行います（新株予約権の概要については添付資料4を参照ください。以下、「本新株予約権」といいます。）。但し、特別委員会から対抗措置の発動の是非について株主総会に諮るよう勧告された場合においては、当社取締役会は、具体的な対抗措置の内容を決定した上で、対抗措置の発動についての承認を株主総会に付議するものとします。株主意思確認総会が開催された場合、当社取締役会は、当該株主意思確認総会終結後速やかに必要性及び相当性を勘案したうえで、対抗措置の発動又は不発動を決議するものとします。

なお、会社法その他の法令及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には、当該その他の対抗措置が用いられることもあります。

本新株予約権の主要な条件は以下のとおりですが、当社は機動的に新株予約権の発行ができるよう、本新株予約権の発行登録書を提出する場合があります。

(i) 本新株予約権の割当先

本新株予約権は、別に設置される特別委員会の勧告に基づいて当社取締役会決議で決定の上で公告される割当基準日における当社の最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対してその所有株式（但し、当社の有する当社普通株式を除きます。）1株につき2個を上限として無償で割り当てられます。

また、現時点で保有されている当社株式の売却等により、上記のとおり設定される割当基準日における当社の最終の株主名簿に記録されていない方や、割当基準日後に株主名簿に記録された方については本新株予約権の割当は行われません。

(ii) 本新株予約権の権利行使の期間及び権利行使の制限（差別的行使条件）

本新株予約権の行使期間は、本新株予約権の権利行使期間の開始日から1ヶ月間（又は最長で2ヶ月間）であり、行使期間中であればいつでも新株予約権者の皆様は保有されている新株予約権を行使して新株式を取得することが可能です。権利行使に関しては、本新株予約権1個の行使につき当社の普通株式1株を取得することになります。但し、本新株予約権には差別的行使条件が付されており、①特定大量保有者、②特定大量買付者、③これら①若しくは②の者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受け若しくは承継した者、又は④これら①ないし③に該当する者の関連者（これらの者を総称して、以下「非適格者」といいます。）は、その保有する本新株予約権を行使することができません。

(iii) 本新株予約権に関する取得条項

本新株予約権には、取得条項が付されており、当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手續に従い、非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、これと引き換えに当社普通株式をかかると株主の皆様へ交付することがあります。この場合、かかる株主の皆様は、払込価額相当の金額を払い込むことなく、当社による当該本新株予約権の取得の対価として、1個の本新株予約権につき原則として1株の当社普通株式を受領することになります。

当社取締役会は、かかる本新株予約権の取得を行う場合、速やかに情報開示を行うことといたします。また、当社は、下記④のとおり、対抗措置の停止として、当社取締役会が別に定める日の到来をもって、すべての新株予約権を無償で取得することができます。

④ 対抗措置の停止手続

当社は、上記③において、当社取締役会が対抗措置の発動として本新株予約権の無償割当を決議し、又は無償割当が行われた後においても、当社取締役会は、大量買付提案者が当該買付提案又は買付行為の撤回又は変更を行うなど対抗措置の発動が相当ではないと判断した場合は、特別委員会の勧告を最大限尊重した上で、本新株予約権の無償割当効力発生日までの間は本新株予約権無償割当の中止の方法により、又は本新株予約権無償割当効力発生日後、本新株予約権の権利行使期間の開始日の前日までの間は、当社による本新株予約権の無償取得の方法により、対抗措置発動の停止を行うことができるものとします。これにより、当社は、大量買付提案者が当該買付提案又は買付行為の撤回又は変更を行うなど対抗措置の発動が相当ではなくなった場合に、対抗措置を停止することが可能となります。

この場合、当社取締役会は、速やかに情報開示を行うことといたします。

⑤ 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時（平成29年8月に開催予定の当社定時株主総会終結の時）までとします。

但し、本プランの有効期間満了前であっても、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させる観点から本プランを随時見直し、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、又は、当社の株主総会で選任された取締役（任期1年）で構成される取締役会において本プランを廃止又は変更する旨の決議が行われた場合、もしくは新たな内容のプランを導入する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止又は変更されるものとします。これにより、本プランの廃止又は変更に関して当社の株主の皆様のご意向を十分に反映させることができるものと考えております。

当社は、本プランの廃止又は変更等がなされた場合には、当該廃止又は変更等の事実及び（変更等の場合には）変更等の内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

なお、本プランにおいて引用する法令の規定は、平成26年7月1日時点施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設又は改廃に伴って必要な場合には、当社取締役会において当該新設又は改廃の趣旨を考慮の上、株主の皆様の不利益を与えない範囲で、本プランの条項又は用語の意義等を合理的な範囲内で読み替えることができますものとします。

平成29年以降におけるプランについては、当社取締役会において必要な見直しをした上で、平成29年8月に開催予定の当社定時株主総会にて、本プランの継続、あるいは新たな内容のプランの導入に関して株主の皆様の意思を確認させていただく予定です。

(3) 本プランの合理性

① 買収防衛策に関する指針との整合性

本プランは平成17年5月27日に経済産業省及び法務省から公表された「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」（以下、「買収防衛指針」といいます。）に定める三原則

①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則のすべてを充足しており、企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の提言内容を踏まえております。

② 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、上述のとおり、当社株式に対する買付行為等が行われた際に、当該買付行為等が不適切なものでないか否かを株主の皆様が判断するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることで、企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

③ 株主意思を十分に尊重していること（サンセット条項）

本プランは、平成26年8月22日開催予定の本定時株主総会において議案として諮られ、出席株主の皆

様の議決権の過半数のご賛同を得るものとしますが、本プラン導入につき本定時株主総会において出席株主の皆様の過半数のご賛同を得られなかった場合には、本プランは廃止いたします。さらに、本プラン発動手続において、特別委員会から対抗措置の発動について株主総会に諮るよう勧告された場合においては、当社取締役会は、当該対抗措置の発動の是非を株主総会に付議することとなります。

また、本プランの有効期限は、原則として平成29年に開催される当社定時株主総会終結の時までとし、それ以降も当社株主総会において本プランの継続に関して皆様の意思を確認させていただく予定ですので、株主の皆様の意思を十分に尊重した買収防衛策であると考えます。なお、当社は取締役の任期を1年としており、本プランの有効期間中の存続・廃止につきましては、毎年の定時株主総会における取締役の選任議案に関する議決権行使の状況を鑑みて、可能な限り株主の皆様の意思を反映させていく考えです。

④ 独立社外者である特別委員会の意見の重視

本プランにおいては、実際に当社に対して買付行為等がなされた場合には、特別委員会が、特別委員会規程に従い、当該買付けが当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するか否かなどの実質的な判断を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重して会社法上の決議を行うこととなります。また、当社取締役会は、特別委員会による勧告に従うことにより当社の企業価値・株主共同の利益が毀損されることが明らかである場合でない限りは、特別委員会の勧告又は株主総会における決定の内容と異なった決議をすることはできません。

このように、特別委員会によって、当社内部の取締役の恣意的行動を厳しく監視するとともに、その判断の概要については株主の皆様に情報開示をすることとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に資する範囲で本プランの実際の運営が行われる仕組みが確保されています。

⑤ 客観的かつ合理的な要件の設定

本プランは、上記にて記載したとおり、特別委員会において合理的かつ詳細な客観的要件が充足されたと判断されない限りは発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

⑥ 客観的な解除条件が付されていること（デッドハンド型及びスローハンド型買収防衛策ではないこと）

本プランは、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会の決定により廃止することができるものとされており、当社の株券等を大量に買い付けた者が指名し、当社株主総会で選任された取締役からなる取締役会により本プランを廃止することができます。したがって、当社といたしましては、本プランはいわゆるデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）、スローハンド・ピルといった、経営陣によるプランの廃止を不能又は困難とする性格をもつライツプランとは全く性質が異なるものと考えます。

⑦ 第三者専門家の意見の取得

本プランにおいては、大量買付提案者が出現すると、特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を受けることとされています。これにより、特別委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっています。

(4) 株主の皆様への影響

① 本プランの導入時に株主の皆様にご与える影響

本プランの導入時点においては、本新株予約権の割当自体は行われませんので、株主の皆様の権利関係には影響はございません。

② 対抗措置発動時に株主の皆様にご与える影響

本プランに基づいて対抗措置が発動されることが決定され、原則に従い新株予約権無償割当の実施に関する決議が行われた場合には、割当基準日における当社の最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、申込等の手続をすることなく、当該新株予約権無償割当の効力発生日において、当然に新株予約権者となります。このような仕組み上、本新株予約権の無償割当時においても、株主及び投資家の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じるものの保有する当社株式全体の経済的価値の希釈化は生じず、また当社株式1株当たりの議決権の希釈化は生じないことから、株主及び投資家の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

なお、当社は、本新株予約権の無償割当決議や無償割当効力発生日後においても、本新株予約権の権利行使期間の開始日の前日までの間は、大量買付提案者が当該買付行為等の撤回又は変更を行った等の事情により、対抗措置の発動が相当でない当社取締役会が認める場合には、本新株予約権の割当を中止し、又は当社が本新株予約権と引き換えに当社株式を交付することなく無償にて本新株予約権を取得することがあります。これらの場合には、1株当たりの価値の希釈化は生じませんので、1株当たりの価値の希釈化が生じることを前提にして当社株券等の売買を行った株主又は投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

また、本新株予約権の行使又は取得に関して差別的条件を付す場合には、当該行使又は取得に際して、大量買付提案者の法的権利、経済的利益に影響が生じることが想定されますが、この場合であっても、大量買付提案者以外の株主及び投資家の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

③ 本新株予約権の無償割当に伴って株主の皆様に必要な手続

当社取締役会において、本新株予約権の無償割当を行うことを決議した場合には、当社は、法令にしたがって本新株予約権の割当基準日を公告いたします。割当基準日における当社の最終の株主名簿に記録された株主に本新株予約権が割り当てられます。

当社は、その株主の皆様に対し、本新株予約権の行使請求書その他本新株予約権の権利行使に必要な

書類を送付いたします。本新株予約権の割当を受けた株主の皆様が権利行使期間内に権利行使を行う場合には、原則として新株予約権行使請求書等を提出した上、1円を払込取扱場所に払い込むことにより、原則として1個の新株予約権につき、1株の当社普通株式が発行されることとなります。仮に、株主の皆様が権利行使期間内に、金銭の払込みその他本新株予約権の行使にかかる手続を経なければ、本新株予約権は消滅いたしますので（会社法第287条）、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化することとなります。但し、当社取締役会が本新株予約権を当社株式と引き換えに取得できる旨の条項に従い、本新株予約権を取得することを決定した場合には、法定の手続に従い、当社取締役会が別に定める日において、対抗措置発動要件を充足すると判断された非適格者以外の株主の皆様は、払込価額相当の金額を払い込むことなく、当社による当該本新株予約権の取得の対価として、1個の本新株予約権につき原則として1株の当社普通株式を受領することとなります。

上記のほか、払込方法などの詳細につきましては、本新株予約権の無償割当に関する当社取締役会の決議が行われた後、株主の皆様に対して公表又は通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

以 上

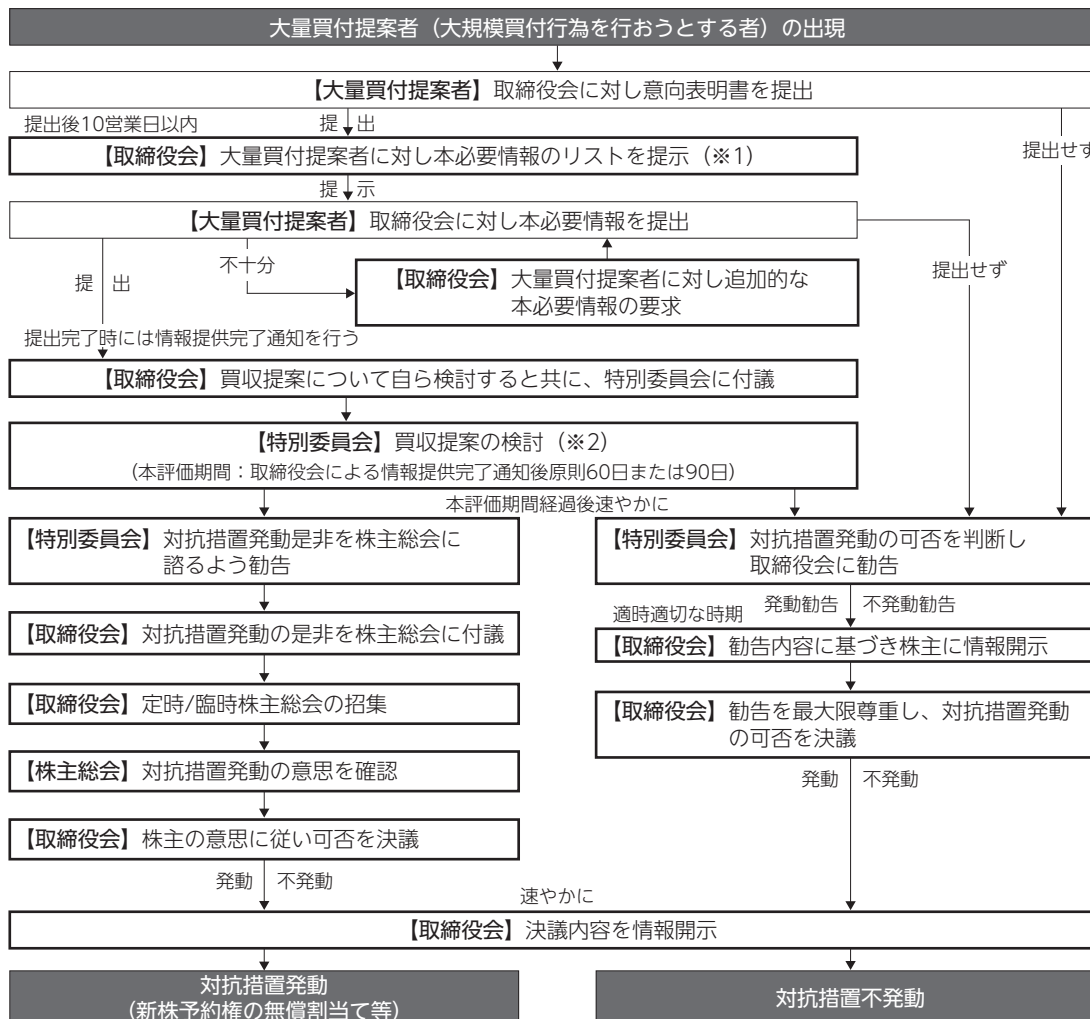
添付資料 1 当社株式の状況（平成26年5月31日現在）

1. 発行可能株式総数
22,980,000株
2. 発行済株式総数
5,745,184株
3. 1単元の株式数
100株
4. 議決権を有する株主数
847名
5. 大株主（上位10位）の状況

順位	氏名又は名称	所有株式数	所有株式数比率
1	SBIValueUpFund 1号投資事業有限責任組合	933,500	16.83%
2	大部 満里子	624,470	11.26%
3	大部 仁	549,823	9.92%
4	大部 力	545,094	9.83%
5	日本プロセス社員持株会	409,400	7.38%
6	吉川 裕彦	377,011	6.80%
7	小泉 純子	273,611	4.93%
8	第一生命保険株式会社	167,200	3.02%
9	萩野 正彦	146,424	2.64%
10	白川 一幸	109,400	1.97%

（注）所有株式数比率は自己株式を控除して計算しております。

添付資料2 本プランの導入から対抗措置の発動・不発動までのフロー
 本プランの手続に関するフロー



※1 「3. (2) ② (b) 必要情報提供手続」を参照してください。

※2 なお、本フローチャートは本対応方針の概略をフローチャートで示したものであり、当社の企業価値を著しく毀損する買収に対する対抗措置として、法令上取締役会又は株主総会が元来有している権限が別途行使される可能性があります。

添付資料3 特別委員会の概要及び委員のご紹介

1. 特別委員会の概要

特別委員会は、当社の業務執行を行う当社経営陣から独立している社外監査役及び社外取締役並びに社外の有識者（弁護士、公認会計士、経営経験豊富な企業経営者、学識経験者等）から選任された合計3名以上の委員で組織されます。特別委員会には、原則として、当社取締役1名が出席して、特別委員会における検討に必要な事項に関する説明を行います。当社は、特別委員会を構成する特別委員との間で特別委員会における上記の活動をするための業務委託契約を締結し、各特別委員は特別委員に就任するにあたり、その職責を十分に理解し、業務委託契約に基づいて誠実にその活動を行うことを約束しております。当社取締役会は、特別委員会による勧告に従うことにより当社の企業価値・株主共同の利益が毀損されることが明らかである場合を除き、この特別委員会による勧告を最大限尊重して、上記の事項に関する判断を行います。特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を受けることができます。

本プランの特別委員会の委員は、下記2に記載される3名を予定しております。

また、特別委員会の規程の概要については、下記4のとおりです。

2. 特別委員会の委員のご紹介

臼井 敏雄（うすい としお）

昭和16年生まれ

昭和40年 株式会社日立製作所入社

平成9年 株式会社日立製作所電力事業部長

平成10年 株式会社日立製作所大みか工場長

平成13年 株式会社日立情報制御システム社社長
電気学会副会長

平成18年 株式会社日立情報制御ソリューション社長

平成19年 株式会社日立情報制御ソリューション顧問

平成24年 茨城大学同窓会連合会長

一瀬 益夫（いちのせ ますお）

昭和23年生まれ

昭和50年 東京経済大学経営学部助手

昭和52年 東京経済大学経営学部専任講師

昭和56年 東京経済大学経営学部助教授

平成5年 東京経済大学経営学部教授（現任）

平成14年 東京経済大学経営学部部長
東京経済大学理事

平成20年 東京経済大学副学長
東京経済大学常務理事

星 徹 (ほし とおる)

昭和20年生まれ

昭和59年 株式会社日立製作所システム開発研究所主任研究員

平成13年 慶応義塾大学より博士(工学) 授与

平成14年 株式会社日立製作所中央研究所研究主幹

平成15年 東京工科大学コンピュータサイエンス学部教授

平成17年 情報処理学会フェロー

平成18年 当社取締役

平成19年 東京工科大学コンピュータサイエンス学部長

平成23年 東京工科大学名誉教授

平成23年 株式会社山田朱織枕研究所研究顧問 (現任)

平成26年 学校法人片柳学園評議員 (現任)

3. 当社との関係

臼井敏雄氏、一瀬益夫氏、星徹氏と当社との間に特別な利害関係はありません。

4. 特別委員会規程の概要

- (1) 特別委員会は、本プランに基づく本新株予約権の無償割当てを原則とする対抗措置の実施又は不実施に関する勧告を行い、取締役会の判断の公正性及び中立性の確保を図ることを目的とする。
- (2) 特別委員会委員は、3名以上とし、当社社外取締役、当社社外監査役及び社外有識者（弁護士、公認会計士等の専門家）のうち、一定条件を満たす者の中から当社取締役会により選任される。
- (3) 特別委員会委員の任期は、原則として就任した日から2回目に到来する定時株主総会の終結の時までとし、再任は妨げない。
- (4) 特別委員会は、原則として以下の各号に記載される事項について審議・決議し、その決議の内容を、その理由を付して取締役会に勧告する。取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重しなければならない。
 - ① 大量買付提案者による買付行為等について、本プランに定める対抗措置発動要件又は対抗措置不発動要件に該当する事情が存するか否かの判断及び本対抗措置の発動又は不発動の決定買付提案の内容が濫用的買収に該当するか否かの決定及び本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施
 - ② 対抗措置の発動の中止及び発動の撤回の決定
 - ③ ①及び②のほか、大量買付提案者により提供された情報の十分性の判断、取締役会検討期間の延長等、本プランにおいて特別委員会が権限を与えられた事項の決定
 - ④ 本プランに関して取締役会が判断すべき事項のうち、取締役会が特別委員会に諮問した事項

- ⑤ その他、特別委員会が取締役会に諮問すべきと考える事項
- (5) 特別委員会の各委員及び当社取締役会は、大量買付提案者による買付行為等が行われる場合その他いつでも特別委員会を招集することができる。
2. 特別委員会の招集通知は、各特別委員会委員に対し開催日の3日前までに発信しなければならない。ただし、緊急の時はこれを短縮できるものとする。
3. 特別委員会委員の全員の同意がある場合には、前項の招集手続を経ずに特別委員会を開催することができる。
- (6) 特別委員会の決議は、特別委員会委員の全員が出席し、その過半数の賛成をもってこれを行う。ただし、特別委員会委員に事故その他やむを得ない事由がある場合には、特別委員会委員の過半数が出席し、その議決権の過半数の賛成をもってこれを行うことができる。
- (7) 特別委員会が必要とするときは、当社取締役、監査役、相談役、顧問、執行役員、会計監査人又は従業員等を特別委員会に出席させて、必要な事項の報告を求め、意見を述べさせることができる。また、特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者である専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士その他の専門家を含む。）の助言を得ること等ができる。
- (8) 特別委員会の議事については、その経過要領及び結果を記載した議事録を2通作成し、出席した特別委員会委員が記名押印する。
- (9) 特別委員会の勧告内容については、当該事項についての当社取締役会の決議内容を開示する際に、その概要を開示するものとする。
- (10) 本規則の改廃は、当社取締役会の決議による。

添付資料4 本プランの新株予約権の概要

1. 本新株予約権の割当数

本新株予約権の割当総数は、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会決議又は株主総会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」という。）において当社取締役会又は株主総会が別途定める一定の日（以下「割当基準日」という。）における当社の最終の発行済みの普通株式の総数（但し、同時点において当社の有する当社の普通株式の数を除きます。）の2倍に相当する数を上限として、本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とする。

2. 割当対象株主

割当基準日における当社の最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有株式（但し、当社の有する当社普通株式を除く。）1株につき2個を上限として新株予約権を割り当てる。

3. 本新株予約権の無償割当の効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とする。

4. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社の普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は1株（以下「対象株式数」といいます。）とする。但し、当社が株式の分割又は株式の併合等を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価格

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式1株当たりの金額は1円以上で当社取締役会又は株主総会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める額とする。

6. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。

7. 本新株予約権の行使条件

非適格者は、その保有する本新株予約権を行使することができない。なお、本新株予約権の行使条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定める。

8. 当社による本新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が別途定める日をもって、非適格者以外の者が有する本新株予約権を取得し、その対価として、本新株予約権と引き替えに本新株予約権1個につき対象株式数の当社の普通株式を交付することができる。

なお、本新株予約権の取得条項の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定める。

9. 対抗措置発動の中止等の場合の無償取得

当社取締役会が、対抗措置の発動を停止した場合その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は、本新株予約権の全部を無償にて取得することができる。

10. 本新株予約権の行使期間等

本新株予約権の行使期間その他必要な事項については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとする。

以上

〈メモ欄〉

第47期定時株主総会会場ご案内図

- 会 場 東京都港区浜松町二丁目4番1号
世界貿易センタービルディング 本館3階Room B
(本館エスカレーターにて3階WTCコンファレンスセンターに
お上がり下さい。)
- 交 通
- ・JR (山手線・京浜東北線) 浜松町駅直結 (東京駅から8分)
 - ・モノレール羽田線浜松町駅直結 (羽田空港から23分)
 - ・都営地下鉄浅草線・大江戸線大門駅地下通路直結

会場付近略図

